

European Studies

ヨーロッパ研究 Vol. 13

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター

目 次

I 論文

ドイツにおける国内拘束の強まりと欧州統合 ―国内構造の変化と対外政策―	5
	森井裕一
カントにおける自然状態の概念 ―批判期における概念の起源について―	15
	斎藤拓也
ドイツ系ロシア人捕虜の帰化 ―第一次大戦と「ドイツ系」であることの意味―	29
	伊東直美
執筆者紹介	41
『ヨーロッパ研究』論文・研究ノート募集	42

Table of Contents / Inhaltsverzeichnis / table des matières

I ARTICLES

Evolving Domestic Constraints in Germany – Changing Domestic Structures and Germany's European Policy –	5
	Yuichi Morii
Was ist der Naturzustand für Kant? Die Elemente und Ursprünge des Begriffs bei Kant	15
	Takuya Saito
Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen – Der Erste Weltkrieg und die Bedeutung der deutschen Abstammung –	29
	Naomi Ito
Contributors	41

I 論文

Articles

論文

ドイツにおける国内拘束の強まりと欧州統合

—国内構造の変化と対外政策—

森井 裕一

はじめに

ギリシャのソブリン危機で顕在化した欧州危機は2012年にさまざまな制度が整備されたものの、2013年にはキプロスもEUの支援を受けざるを得なくなるなど、完全には収束していない。しかし、問題に対処すべくEUとその構成国が構築してきたさまざまなガバナンスの枠組みは、これまでの欧州統合の次元をとりわけ財政政策との関連で発展させ、構成国の財政政策を制約する方向に推移してきた。この動きの中心にあったのがユーロ圏最大の経済を有するドイツであった。以下ではユーロ危機前後に着目してドイツの政治過程および国内制度の変容と欧州統合政策の展開との関係について、国内拘束（domestication）をキーワードとして、以下の三点に注目して検討する。

第一に、法制度による政府の行動に対する制約、国内拘束の展開である。継続性が強く強調されるドイツの対外政策のなかでも欧州統合政策は、安定した欧州統合への支持に特徴付けられる国内ディスコースと主要政党の合意により長年にわたって大きな論争の対象とはなっていない。しかし、1993年に発効したEU条約（マーストリヒト条約）の批准過程から、政府の行動を国内制度とりわけ連邦議会と連邦憲法裁判所が制約する傾向が見られる。基本法の改正や連邦憲法裁判所の判決は連邦政府の裁量の範囲を狭めて国内拘束を強めてきている。

第二は、主要政治アクターの選好と政治過程である。主要政党はEUの制度発展へのコミットメントを変化させていない一方で、ドイツの国内ディスコースに埋め込まれた反インフレ、通貨の安定、緊縮財政への信念は、欧州危機克服のための交渉ポジションを頑ななものとしてきた。これが上記の国内拘束の強化とあいまって、EUレベルでの柔軟な対応を妨げる要因となって合意形成を困難なものとしている。

第三に、反ユーロないしユーロ圏からのパフォーマンスの悪い国々の追放を求める新政党が結党されるなど、ドイ

ツがEUを支えることに対する反対もこれまで以上に国内では強まっている。このような動きはまだ主要政党の行動に影響するには至っていないものの、次第に国内の議論の背景を変化させる可能性をはらむものである。2013年9月22日に実施された連邦議会選挙では、ポピュリズムを排除するさまざまな制度、とりわけ選挙において5%以上の得票が無い政党には一切議席を配分しないという「5%阻止条項」が機能して、反ユーロを訴え新たに結成された政党は議席を獲得できなかった。それでも反ユーロを訴えた政党が4.7%もの得票をしたことは注目に値する。かつてドイツ統一を達成したコール首相は、欧州統合は戦争と平和の問題であって、EUへのコミットメントはドイツの平和に対する責務であると国民に訴えて支持を得ることができたが、今日ではこのように欧州統合を「安全保障化」して国民を説得することはますます困難になってきているのである。

シュレーダー首相が「アジェンダ2010」を発表して10年余が経過しているが、この間にグローバル化とヨーロッパ化圧力の下でドイツでは労働市場改革が進んだ。国内経済はマクロ指標ではきわめて好調であるが、所得・雇用条件格差の拡大など社会における不満も増大し、これが政党システムや政治過程にも大きな影響を与えている。国内に目を向けるのみならず、ドイツは同時にEUの中核としての役割も果たしつづけていなければならない。ドイツ経済はEUの中に埋め込まれているのであり、安定したEUなしに一国のみの繁栄はあり得ない。統一後政治的には以前に比べて大きな裁量の余地を得たとしても、ヨーロッパの中心に位置するドイツが政治的にも経済的にも責務を果たさなければならぬとするディスコースは主要な政治アクターになお共有されている。それにもかかわらず、ドイツの対EU政策の実施は、次第に難しい状況に置かれるようになってきているのである。

次節ではこの状況を国内拘束の強まりという視点から検討することとする。

1. ドイツ政治と国内拘束の強まり

1.1 受容的コンセンサスの終焉と国内拘束

欧州統合は世論の幅広い「受容的コンセンサス (permissive consensus)」に基づき、エリート主導の機能統合を中心とした「モネ方式」で進められてきた。しかし、冷戦後に欧州連合 (EU) 条約 (マーストリヒト条約) が合意され、批准されるプロセスを一つの契機として受容的コンセンサスが崩壊し、拘束的不一致 (constraining dissensus) が支配するようになった、とする見方は今日では標準的な統合プロセスの共通理解となっていると言っている¹。冷戦が終焉してはっきりとした敵がいなくなったこと、域内市場が完成し経済統合が通貨統合に向かったこと、そして欧州市民権がシンボリックに創設されたことにならわされているようにEUが経済統合のみならず市民のアイデンティティーに関わる領域に機能を拡大し始めたことなどが受容的コンセンサス崩壊の背景としてあげられよう²。

ドイツでもマーストリヒト条約の批准にあたって国民投票を実施したアイルランド、フランス、デンマークにならない国民投票の実施を求める声があがった。当時の世論調査を見れば、このマーストリヒト条約の批准の時点からドイツにおいても世論の動向は変化しており、受容的コンセンサスは失われ始めたことは明らかであるものの、統一を達成したばかりでコール政権が安定して欧州統合の議論をリードしていた当時のドイツにおいては、マーストリヒト条約の批准問題は一部の専門家を中心とした議論であって、幅広く一般市民が関われる問題ではなかった³。ワイマール共和国の失敗への反省から政治システムの安定を一つの重要な価値として様々な政治の制度に埋め込んだボン基本法 (憲法) の規定により、国民投票を実施する可能性は当初から現実的ではなかった⁴。そのため条約の批准は与野党に共通する安定した支持を背景として連邦参議院でも連邦議会においても圧倒的多数で承認された。

マーストリヒト条約の批准には憲法改正が必要であった。そしてこの憲法改正をめぐる議論と憲法改正の結果によって、ドイツ政治は欧州統合問題で大きな拘束を受けることとなったのであった。マーストリヒト条約を批准するために新設された基本法第23条は、ドイツ統一後の大規模な憲法改正議論の中から生まれてきたものであったが、その背景には連邦を構成する州政府が統合の進展による権限の喪失を長年にわたって懸念していたことがあった。EUがさまざまな新たな政策を展開しようとし、これを連邦政府が連邦州の同意なしに勝手に行うことに対する懸念は1980年代後半に域内市場計画が急速に動いてゆく中で次第に強くなっていった。

とりわけ議論の中心となったのはEC条約上の規定がな

くても閣僚理事会の全会一致の決定によって実質的にECに新たな政策を担当させることを可能にするEEC条約235条 (いわゆる権限付与権限条項) であった⁵。このような懸念に対応するため1986年には連邦政府と連邦参議院⁶の間でEC関連の新たな手続きが合意されていたが、マーストリヒト条約の批准にあたってはさらに連邦参議院の関与を強化する方向で議論が進んだ⁷。その結果として連邦参議院と連邦議会が連邦政府のEU立法における議論の過程で態度表明をするなど一層の関与を可能にする基本法23条が設けられ⁸、連邦参議院に関連する基本法諸規定も改正された。さらにこの基本法の規定をより具体的に規定するための「EUに関する連邦と州の協力法」も制定された⁹。

こうして、連邦議会にはEU問題委員会 (Ausschuss für die Angelegenheiten der Europäischen Union) と称する議会内委員会が憲法上の規定として設置され、連邦参議院にはヨーロッパ部会 (Europakammer) と称する本会議に代わって効率的に行動可能な委員会が設置され、今日に至るまで組織的に継続しているEUと連邦政府と国内議会をつなぐ公式な経路が整備されたのであった¹⁰。

本論は制度的に詳細な分析を行うことをめざしていないので、これら組織の構成について立ち入って議論しない。しかしここで重要なことは、これらの制度整備によってそれまでほぼ自由にEUレベルで行動することが可能であった連邦政府の行動が、議会をはじめとする国内の制度によってより強く拘束される法的条件が整ったことである。このような制度的な変容をハイデルベルク大学のハーニッシュは「国内拘束 (Domestication)」という概念で説明している¹¹。ハーニッシュはこの概念を「国内の政治アクター (立法府、司法府、政党および社会集団) が、政治・行政的な合意および法律や憲法において、外交政策における行政府の行動の自律性の拡充を抑えかつ規範的に統御するために、参加権 (情報および発議権) ならびに拘束的な概念上の保障 (構造保障条項) を作り出すことをめざす過程」と定義している¹²。もっとも重要なポイントは、法律に代表される制度的な保障によって行政府の対外政策行動を制約することを行政府以外の国内アクターがめざす、ということである。

ドイツの事例では、とりわけ連邦議会と連邦参議院によるEU関連の立法と連邦憲法裁判所による判決が具体的には連邦政府の行動を最も強く拘束する。代表例としてマーストリヒト条約の批准のための基本法23条の挿入¹³、「EUに関する連邦と州の協力法」の制定、1994年の連邦憲法裁判所による連邦軍派遣をめぐる判決などがこれまではあげられてきた。1994年の連邦憲法裁判所判決は、冷戦後長年にわたった連邦軍のNATO域外派兵問題に終止符を打つものであった。そしてこの判決はNATO域外派兵を合憲としたものの、派遣にあたっては連邦議会が派遣をあらか

じめ単純過半数で承認しなければならないとした。この判決によって、議会が連邦軍の派遣という政府の政策手段の選択をあらかじめ承認しない限り政府は行動できないという拘束を受けることになったのであった¹⁴。

しかしドイツにおいては外交政策、とりわけNATOなど同盟にかかわる安全保障政策に関しては通常は主要な与野党間で政策に大きな違いが見られないため、実際には連邦憲法裁判所の判決が強く政府の行動を拘束することになったわけではないことにも留意しておく必要はある。1999年に初めてNATO域外の空爆に連邦軍が参加する異なるコソボ紛争をめぐる事例でも、2001年の米国における同時多発テロ後のアフガニスタン作戦への派遣にあたって、主要政党は圧倒的な多数で連邦軍の派遣を承認してきたのである。

1.2 経済危機と国内拘束

ユーロ圏最大の経済でありリーマンショックからの立ち直りも早く、比較的によく況を維持していたドイツは、2010年以降のソブリン危機において大きな責務を担うこととなった。しかし、同時に連邦憲法裁判所のいくつかの判決によって、政府の行動はより強く議会に拘束されることとなった。従来のように連邦政府が連邦参議院や連邦議会にあらかじめEUレベルの立法について情報を伝達し、意見を求めるといったレベルを超えて、新たに行動の効率やスピードに影響を及ぼす判決が連邦憲法裁判所によって出されてきたのである。

とりわけ興味深いのは、2012年2月の連邦憲法裁判所の判断であり、これは議会の審議のあり方をも拘束している。ソブリン危機に対応すべくEUレベルでは欧州金融安定基金(EFSF)が2010年に設立された。EFSFは危機に陥った国に融資するために必要な資金を債権市場調達するが、そのためにユーロ圏諸国の保証が必要となる。巨額の資金を扱うことになるこのシステムの運用にあたって制定された「安定メカニズム法」¹⁵によってドイツでは連邦政府の行動の前に連邦議会予算委員会の承認が必要となった。しかし、この問題は高度に専門的でありかつ債券市場での資金調達など秘密裡の迅速な行動が求められるため9名の専門委員で構成される特別小委員会が議会予算委員会に代わって判断する組織として設置された。EFSFについてもEU法が禁じている債務の肩代わりに相当するものであり認められないとする訴えが公法学者や経済学者によって連邦憲法裁判所になされていたが、連邦憲法裁判所はその訴えを棄却していた¹⁶。この特別小委員会に対しては社会民主党(SPD)の2名の連邦議会議員が連邦議会の予算権限を侵害するものとして連邦憲法裁判所に訴えを起こし、2012年2月28日に連邦憲法裁判所はこの特別小委員会の活動権限を大幅に制約する判決を下したのであ

た。

判決は連邦議会の権限を特別小委員会で代表させる範囲は可能な限り小さくしなければならないとして、議会によるコントロールの必要性を強調した。そしてEFSFによる債権市場での購入など秘匿性を必要とする場合にのみ特別小委員会での決定が連邦議会の決定に代えられるとしたのであった¹⁷。この判決の政治的な意義は、連邦政府がユーロ圏の合意として設立したEFSFの運用にあたって、政府が連邦議会の予算権限によって行動の制約を受けるのみならず、議会もまた可能な限り多くの議員の参加によって運営されなければならないという制度的な制約を連邦憲法裁判所が設けたことにある。そもそも特別小委員会の設置は議会内で決定されたものであったが、それに不服な議員からの訴えを連邦憲法裁判所が認め、効率や機能性を優先するあまり憲法に規定されている総体としての議会の権限を制約することは可能な限り回避すべきであるとしたことであった。

ソブリン危機との関連で、連邦憲法裁判所はさらに2012年6月19日の判決においてマーストリヒト条約の批准以来続いてきた連邦政府による議会への報告のあり方に大きな影響を与える判決を下した¹⁸。この裁判は、緑の党の連邦議会内会派が連邦政府を訴えたもので、暫定的な機関であったEFSFの役割を引き継いで恒久的な機関として設立される欧州安定メカニズム(ESM)について連邦議会が基本法第23条2項に規定されているようには「包括的かつ可能な限り迅速」には連邦政府から情報を伝えられなかったことを認定し、連邦議会の権限が侵害されたと判断したものであった。欧州委員会から提出されたESM案およびその条約案、さらに関連してユーロ圏諸国の経済政策協調を強化するユーロ・プラス協定に関する連邦議会への報告が遅れた。連邦憲法裁判所の判決文はEUレベルでの交渉、そこで作成された非公式文書、欧州委員会と連邦政府とのやりとり、メディアの報道など非常に詳細に情報の流れを分析し、連邦議会に対する連邦政府の情報伝達に不備があったことを認定した。ESM条約もユーロ・プラス協定も条約技術的にはEU条約とは別にユーロ圏諸国が締結する条約であるが、しかしEUの経済通貨同盟に甚大な影響を与えるものであるため、連邦議会は連邦政府から包括的かつ可能な限り迅速、継続的に情報を伝えられる権利があるとされたのであった。

この判決の意義は、連邦政府によるEUレベルでの交渉の連邦議会への報告は、形式的なものであってはならず、また技術的にはEUとは別の条約であっても実質的にEUの運営に関わるものであれば基本法23条2項が連邦議会への包括的かつ迅速な報告を義務づける対象となることを明示したことである。これはまさに裁判所が国内拘束を一層強化したものであったと行うことができよう。

この判決を受けて連邦議会では各会派間で新たに連邦政府と連邦議会がEU関連問題で協力するための法を制定する議論が開始された。その結果、2013年4月18日に連邦議会は全会派が一致して新しい協力法案を採択した¹⁹。この法律は1993年3月に制定された法律を全面的に改定したもので、連邦政府が連邦議会に対してEU関連事項では包括的かつ可能な限り早期に、また継続的に情報を伝達することを義務付けている。とりわけ連邦政府が交渉した結果について通知するのではなく、連邦政府が政策形成を行う準備段階でのEUレベルの作業グループまでの議論も含めた情報を伝えることを義務付けている。これによって、連邦議会は早期の意思決定段階からこれまで以上に包括的かつ詳細な情報を入手し、意思決定に関われる可能性が開かれることとなった。

単に結果について可否を問うのでは実質的な議会による政策決定への関与と政府のコントロールは困難であるという認識がこのような法律制定の背景にあると考えることができる。これはある意味で、ドイツ外交がとらわれてきた国際的な義務への自動的な巻き込まれに対する一つの回避策であるとも言えるであろう。ドイツ外交は多角主義における国際協調を重視し、国連決議やEUにおける協調行動を政策展開の基盤としてきた。そして自ら国際協調に強くコミットする姿勢を示すことによって、多角的な場で決定されたことをあとから国内事情などを持ち出して拒否することは実質的にできないという状況に至る。カイムはこのような多角主義へ強くコミットメントすることでドイツがみずから「多角主義のトラップ」に捕らわれてしまい、政策オプションを狭めてしまう結果となる問題を指摘している²⁰。カイムの指摘する事例はNATOとの関係が中心であったが、EUとの関係においても構造は同じである。EU問題に関しても議会がソブリン危機に対応するための最終的な条約の承認権限や予算権限を持っていたとしても、実際にEUレベルの合意が政府間で出来上がってしまった後に議会がその合意に異を唱えることはドイツ政治においては不可能といえよう。またそのような行動は好ましくないとの認識は主要政党の間ではなお存在しているものと思われる。そのために、交渉の可能な限り早い段階で情報を詳細に得て、政府の行動を議会がより実質的にコントロールする制度的な保障を作ろうとした結果がこの法律の制定であった。

2. 経済政策をめぐるディスコースと政治過程

これまでドイツがEUレベルで行動する際に近年とりわけ強まっている国内制度による拘束の強まりについて議論してきた。しかし、制度的な拘束が強まったとしても、実際の政府の行動が直ちに自動的に強く拘束される事にはな

らない。それは議院内閣制をとるドイツでは連邦政府が連邦議会の多数の支持を受けているからであり、連邦参議院の多数派が政権与党とねじれていたとしてもEU関連問題では通常キリスト教民主同盟/社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)の政策に大きな違いはなく、与野党の違いが問題とならないためである。個別具体的な予算や執行権限が絡むような問題を除けば、EU関連問題では常に憲法改正も可能な議会内の3分の2を超える多数による支持基盤が存在しているためである。初代首相アデナウアーの時代に欧州統合に積極的に参加し、統合の制度的強化を支持するディスコースは成立した。ドイツ統一とマーストリヒトの調印条約以来、次第にドイツの主権移譲については慎重な声が州を中心として高まったものの、統合の制度をいっそう有効なものにしていくことに対する政治的な支持は変わっていない。かつてコール首相がいったように「欧州統合は戦争と平和の問題」とまで述べて「安全保障化」するような指導者は少なくなった。しかしドイツのEUの制度運営における責務がなおきわめて重要なものであることに対する認識は主要政党の間では共有されているといえよう。問題は、そのような全般的な統合に対する支持があっても、より具体的な利害、つまりドイツの財政、通貨、経済政策の方向性とソブリン危機に陥ったEUの現実が乖離する場合である。そしてこのような状況が近年より頻繁に見られるようになってきているのである。

ソブリン危機に対するドイツの行動を強く規定したのは実際には国内制度よりもむしろドイツ国内のユーロと財政規律に対するディスコースである。連邦共和国の政治制度は極めて強く第二次大戦前の政治システムの失敗に対する反省に影響されている。政治制度はとりわけシステムの安定を念頭において設計されており、戦後の制度の確立段階でさらに一層安定志向は強化されてきた。そしてその政治制度は経済的な繁栄の基盤となり、政治の安定と経済的繁栄が車の両輪のようにうまく機能して成功したのが戦後のドイツ連邦共和国であったと言えよう。その中でも戦後のハイパーインフレを克服し、安定した経済成長の礎石となったと考えられたのが1948年の通貨改革によって導入された戦後のドイツ・マルクであった。そして通貨ドイツ・マルクの安定のために政治からの高い独立性を保証された連邦銀行が設立され、通貨の安定こそがドイツ経済成長の重要な条件であると認識されるようになっていった。ドイツ・マルクは実質的に戦後ドイツのアイデンティティーの一部となったのであり、マルクの安定は単なる経済政策の一つのオプションを超えた存在となっていたといっても良いであろう。それ故に、ドイツ統一を平和のうちに達成した後にマーストリヒト条約によって共通通貨ユーロの導入が合意されるとドイツではこれに対する反対の声が大きくなった。しかしながら、ドイツ統一の可能性

が出るずっと前の1980年代末からすでに域内市場完成後の経済統合の次のステップとして具体的かつ専門的に構想されてきた共通通貨の実現にコミットすることは、ドイツではコール首相をはじめとして多くの主要な政治家にとっては当然のことであった。連邦銀行をはじめとして専門家の反対があったとしても、ヨーロッパ統合を進展させることがヨーロッパの平和のためには不可欠であるとするディスコースによって覆われていたドイツ政界においては、主要政党内ではほとんどいなかった²¹。

しかし経済の専門家や世論は共通通貨の導入が、安定した通貨マルクによって立ってきたドイツ経済の基盤を崩すものであると理解し、マーストリヒト条約が合意されると国内でも様々な反対の声がまきおこった。また著名な経済学者や公法学者も反対の声をあげ、通貨主権のEUへの移譲は基本法の許容する限度を超えているとして連邦憲法裁判所に訴えた。連邦憲法裁判所は有名なマーストリヒト判決において、これらの訴えを棄却した²²。この点においては第1節で議論した国内拘束はかからなかった。しかし、デンマークの第一回国民投票でマーストリヒト条約の批准が否決されたのと同じように、ドイツにおいても一般の条約への支持は低かったし、既に紹介したようにエリートと世論の認識は大きく乖離していた。

にもかかわらずドイツ政府がマーストリヒト条約を批准し、その後も共通通貨導入に至るまで安定して制度構築を支持できたのは、拘束的にはたらく反対意見が制度的に政府に影響しなかったためである。ドイツには国政レベルの国民投票制度が存在せず、ドイツ統一後の包括的な憲法改正作業で議論の俎上には登ったものの、当時は反対意見が多数であり導入されることはなかった。ドイツ憲法の改正は連邦参議院と連邦議会それぞれの3分の2の多数で可決可能であり、基本法は発布後比較的頻りに改正されてきたが、それでも国民投票は導入されなかった。これはやはり国民投票の実施によって政治体制が不安定になってネガティブな結果をもたらしたと理解されているワイマール共和国の経験の故である。

制度的に国民投票が排除されているとしても、もし国政選挙において反共通通貨ないし反EUの政党が登場し、議会で影響力を持つことがあれば、政府の行動が拘束される可能性はある。しかしこの点においてもワイマール共和国の経験の故に、ドイツの政治制度は特殊である。政党の新規参入を困難にする比例代表制度にもかかわらず全国で5%以上ないし小選挙区で3選挙区以上を獲得しないと比例代表議席が一切配分されない選挙制度と実質的に議会の解散のない制度によって、短期的に極端な政党が議会に参入することは非常に困難であった。1983年に緑の党が議会に進出したことと、統一後の特例によって旧東ドイツを地盤とする民主社会党（PDS）が議席を得たこと、2005年

にこのPDSとSPDを離反した左派が協力して結成した左派党が議席を獲得した以外には政党が新たに連邦議会に進出できたことはないのである²³。

通貨同盟に向けた準備が進む中で、コール政権も世論の批判や専門家の不安に対応し、新たに導入される共通通貨をドイツ・マルク同様に安定した通貨とするために、安定成長協定を締結すべくEUレベルで交渉し、これを実現させた。この時の安定成長協定（SGP）も、またユーロ導入に当たってのユーロ圏参加基準も、十分に厳格ではなかった。更に問題は、2000年代に入って以降、ドイツ経済が停滞し、構造改革が立ち後れたこともあって、ドイツ自らがSGPの基準を遵守することができなくなったことであった。

ドイツではシュレーダー政権が2003年から開始した「ハルツ改革」と呼ばれる労働市場改革、社会保障システムの改革などによって、労働意欲を高め、労働市場を柔軟化することによって労働コストを下げ、国際競争力を高めてゆくことに成功した。そしてこの改革によってドイツ経済は、それまでの長年にわたった停滞から脱し、統一後とりわけ大きな問題であった雇用問題を克服したのであった。シュレーダー政権の経済政策をほぼそのまま継承したメルケル大連立政権、その後のCDU / CSUと自由民主党（FDP）による連立政権に至るまで、失業率は低下し続け、リーマンショックやソブリン危機にもかかわらず、ヨーロッパの中でドイツだけは好況を謳歌することができるようになったのであった²⁴。

ソブリン危機への対応において、上記のような背景から、メルケル政権は最終的にESMの設立と新財政条約の締結に至る過程で、ドイツが危機に陥った国々の救済のための資金をヨーロッパの枠組みの中で提供するものの、ユーロ圏諸国が共同で発行するユーロ債の導入には強く反対し続けた。問題はあくまで財政規律を守れずに危機に陥った国々、経済の構造改革を政治的な抵抗によって実現できなかった国々にあるという立場から、これらの国々がドイツと同等の財政規律を遵守し、構造改革を行いつつ成長戦略をとれるようにするためのユーロ圏のガバナンス整備を行うことが目標とされたのであった。例えば2012年6月29日の連邦議会本会議ではESM条約の批准を巡って議論が行われたが、この議論はドイツ型の財政規律と構造改革戦略を前提としてESM条約と財政条約を承認することを認めるという典型的なドイツ政界のディスコースを示していたと言えよう²⁵。またドイツは2009年から財政赤字の抑制を憲法の規定として有しているが、EUの財政条約の考え方はこの財政赤字の厳格な抑制を求めるものであり、同様の国内規定を置くことを全ての条約加盟国に義務づけているのである。

ソブリン危機の政治的な問題は、このようなドイツ国内

の財政規律、通貨の安定に対する信念ともいえる政策が、他のEU諸国、とりわけ危機に陥った国々の一般の人々には理解されておらず、ドイツによる財政政策の押し付けのように映っていることである。

3. 政党システムへの影響

ESM条約は連邦議会において賛成493、反対106、棄権5で採択された。CDU / CSUではマーストリヒト条約の批准以来多数の憲法訴訟にかかわってきたガウヴァイラー (Peter Gauweiler) らによる反対があり、SPD、FDP、緑の党からも一定数の反対があったが、党としてまとまって反対したのは左派党のみであった²⁶。このことが示しているように、連邦議会に議席を有している主要政党は、審議の過程で野党としてメルケル政権の政策が緊縮財政を重視し過ぎており、危機に陥った諸国の再生を軽視しすぎていることや、金融市場の監督が十分でないことなどを指摘して批判しても、最終的には圧倒的多数が政府のEUレベルでの合意を支持する結果となっていた。このように外交政策と対EU政策において政府・与党と野党が実質的に大連立のような形で同じ政策を支持すること、欧州統合への責務を果たしたことは連邦共和国の政治に特徴的なことである。

しかし、このような状況にも僅かではあるが変化の兆しが見られるようである。2012年にはインターネットの世界を中心として自由なデータ利用を訴えると同時に、ネットを経由した新しい直接参加型の民主主義の運営を旗印にして既成民主主義に挑戦したドイツ海賊党 (Piratenpartei Deutschland) が大きな支持を集めた。地方自治体の議会選挙で成功をおさめた後に、2011年にはベルリン、2012年には州議会選挙が実施されたすべての州、すなわちザラント州、シュレスヴィヒ・ホルスタイン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州の州選挙で5%条項を乗り越えて次々と議席を獲得し、世論調査では退潮著しいメルケル政権連立与党のFDPを大きく越える国民からの支持を得るようになっていった。しかしドイツ海賊党は連邦議会選挙が1年後に迫り、国政選挙で戦うための党綱領の整備の議論のなかで意見集約に失敗し、党内のまとまりが急速に失われてゆき、国民からの支持も低下していった。2013年1月に実施されたニーダーザクセン州議会選挙では5%のハードルを超えることができず、その後の世論調査でも支持は急速に失われていった。

海賊党はソブリン危機やEUの問題に特にかかわる政策を有していたわけではなく、むしろ既成政党のみがドイツ政治を旧来のやり方でコントロールし続ける政治のあり方にチャレンジした政党であったと評価できよう。短期的には多くの市民の注目を集めることに成功したものの、多く

の州議会で議席を獲得して、システムの外からの批判ではなく実際の政策展開で成果が求められるようになると、既成政党との十分な違いを示すことができなくなり、同時に党の運営もうまくいかなかった。こうして市民の期待に答えることができなくなってゆき、世論の支持は急速にしぼんでいったのであった。しかし、市民の間には既存の政治に対する不満が存在し、それをうまくまとめることが出来れば新政党にもチャンスがあることをドイツ海賊党の事例は示していると言えよう。

2013年に入ってドイツでは新たな政党結成の動きが見られた。新党「ドイツのための選択肢 (AfD: Alternative für Deutschland)」は、反ユーロ政党として知られ、最終的にはユーロ圏の解体、ドイツがユーロの使用を廃止し旧来のドイツ・マルクに戻ることを求めている²⁷。党を代表するルッケ (Bernd Lucke) はマクロ経済を専門とするハンブルク大学教授であり、2011年には328名の経済学者を集めたインターネット上の組織「経済学者会議 (Plenum der Ökonomen)」を設立してEUレベルの救済スキームに反対していた²⁸。AfDは4月に初の連邦レベルの党大会を開催し、連邦議会選挙への体制を整えたが、その政策の方向性が反ユーロであること以外にははっきりしないことなどから既成政党からは非常に批判的に見られていた²⁹。

AfDのメンバーの中には比較的保守的と評価される者も多く、反ユーロというナショナリスティックな政策を中心に据えていることから、政党システムの中で位置づけるとすればさしあたり左派よりは保守系であることは間違いないが、黨員構成や詳細な政策が不明であるので、それ以上の評価は困難である³⁰。

この政党の幹事会や顧問団には経済学を中心として大学の研究者も多く、1998年と2011年にユーロの導入とESMの設立に反対して連邦憲法裁判所に訴訟をおこしたスターバティー (Joachim Starbatty) テュービンゲン大学教授の名前も見られた。また元ドイツ産業総同盟 (BDI) 会長のヘンケル (Hans-Olaf Henkel) の名前も支持者リストの中に見られた³¹。この政党に結集した人々の中にはこれまでもユーロの導入を始めとする経済通貨同盟の強化を止めるために連邦憲法裁判所の訴訟に加わったり、学術的な場でユーロに反対する運動を行ってきたりしたものが多く見られたのである。

AfDを設立しその中心にいる人々は研究者としては著名であるし、また興味をもってユーロとドイツの主権の問題などを追ってきた専門家から見ればしばしば見かける著名人が多くはいつている。その点ではAfDは注目に値する政党である。しかしながら、AfDはどの選挙前の主要な世論調査でみても5%条項を超える支持を得られておらず、ほぼ海賊党と同程度の3%程度の支持しか得られていなかった³²。結局9月22日の連邦議会選挙において4.7%の得票

と5%に迫ったものの、5%条項の壁を越えることはできず、議席は獲得できなかった³³。

またAfDを支持する基盤となるようなユーロに懐疑的な姿勢をとる市民も、ソブリン危機がさまざまなガバナンス制度の整備によって下火になってきたことによって、減少してきているようである。ドイツの代表的な世論調査会社が公共放送ARDのために実施した2013年5月の調査によれば、ユーロが近年の危機を克服し数年後にも残っていると考えるものの割合が2012年8月時点の調査よりも12%も増加し76%となっている。そしてドイツ・マルクを迅速に再導入すべしという声は2012年8月の調査よりも5%減少し29%であり、その見方に反対する意見は69%に及んでいた³⁴。このような世論調査を見る限りにおいて、ソブリン危機に端を発したユーロ危機は、ドイツにおいては概ね山を越えたと認識され、再びユーロへの信頼が回復しつつあると評価しても良いであろう。

ドイツ海賊党やAfDの動向を見ると、ドイツの政治システムにおいては新興政党が市民からの支持を集めて国政に進出することが困難であることがよく分かる。第1節で議論したような法・制度的な枠組みとは違って、一時期に話題に登って市民からの支持を多く集めることができたとしても、実質的に議会の解散がなく選挙のインターバルが長いシステムにおいては極端な声が選挙によってすぐに政権に影響をあたえる可能性は少ない。メルケル政権はソブリン危機のさなかにはその対応が遅れがちであり、ユーロ圏の問題を解決する行動能力がないと批判されたが、ある程度ソブリン危機が落ち着き、ESMや財政条約の枠組みが整い危機を脱したように見えてくると、支持を回復してきているのである³⁵。

おわりに

これまで制度的な国内拘束の問題、通貨の安定をめぐるドイツのディスコース、新たな政党に代表されるドイツ政治の変化の可能性について論じてきた。第一の国内拘束という点では、連邦政府の行動がますます議会と連邦憲法裁判所によって強く拘束されるようになってきたことは間違いない。これはEU関連の問題では連邦政府がかつてのように大きなフリーハンドを持って行動できなくなってきたという点で大きな変化である。しかし、ドイツ政治は制度とは別の政党間の外交・EU問題に関する政策の近似性から、実質的な行動の拘束の可能性が極端に大きくなったわけでもないということにも留意しておく必要がある。そして、そのような既成政党に対する新党によるチャレンジはこれまでのところ連邦レベルの政治に影響するほどには成功していないのである。

国内拘束の関連で言えば、ESM条約をめぐる連邦憲

法裁判所は既に差し止めの訴えを棄却し、同条約の批准を認めているので、今後とも関連する問題で連邦憲法裁判所が判断を覆すことはないであろうが、何らかの条件が付され関連する連邦政府の行動が拘束される方向に動く可能性は残っている。EFSFの運用にあたって連邦議会の特別小委員会の役割を最小限に制約したような方向での制約的判断が付される可能性は将来的にもあり得るであろう。

2013年9月22日に実施された連邦議会選挙の結果、メルケル首相率いるCDU / CSUは得票を伸ばし、国民のメルケル首相への支持ははっきりとしていたものの、連立パートナーのFDPが5%を超えることができず、全ての議席を失ってしまった。その結果メルケル首相が国民の支持を強く受けていたにもかかわらず、新たな連立の枠組みを模索せざるを得なくなった。CDU / CSUはSPDとも緑の党とも連立交渉の予備協議を行ったが、緑の党との予備協議は早々に打ち切られ、SPDとの大連立を構築するための連立交渉が行われている（2013年10月現在）。大連立政権となれば、与党は議会内できわめて大きな安定した多数を持つことになるので、第1節で議論したような制度的な拘束の問題はさほどドイツ政治に影響を及ぼさないであろう。しかし、第2節で議論したドイツ政治と他のEU諸国との経済政策をめぐるディスコースの違いの問題は重要なポイントとして残る。さらに、議会内であまりにも強力な与党が存在すると、問題の対処の仕方によって社会の中に不満が鬱積するという可能性もある。1966年からの大連立政権に対する不満と「院外野党（APO）」の展開、そしてこのような社会運動が後の緑の党の結党と支持の拡大の背景となったことなども忘れてはならないであろう。

ドイツ経済がEUの中ではほぼ一人勝ち状況であり、他のEU構成国が高失業に苦しむ中でドイツの雇用状況が非常に良いことは、これから誕生する第3次メルケル政権には強くプラスに働くであろう。AfDの主張が魅力的に見えるのは、ドイツ経済が他のEU構成国からネガティブな影響を被っているという認識が国内に広がっている場合である。2013年に入ってからキプロス危機はソブリン危機後に構築された金融・財政ガバナンスのシステムでコントロールされてきたと認識されているし、さしあたり暫くの間は南欧諸国の再度の危機は抑制されるように思われる。このような状況の下で、またさらに大連立政権下では、制度的拘束の進展という問題が政治過程に大きな影響を与えることは短期的には比較的少なくなるかもしれない。しかし、これはドイツとEUの関係を考える際には本質的な構造的要素であり、将来にわたっても十分な留意に値する問題である。

¹ “permissive consensus”については、Leon Lindberg and Stuart A. Scheingold (1970) *Europe's WouldBe Polity: Patterns of Change in the European Community*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall, p.41 参照。邦訳「受容的コンセンサス」はアンツェ・ヴィーナー、トマス・ディーズ編（東野篤子訳）、『ヨーロッパ統合の理論』、勁草書房、2010年による。「拘束的不一致」(constraining dissensus)の表現は、Lisbet Hooghe and Gary Marks, “Postfunctionalist Theory of European Integration: From Permissive Consensus to Constraining Dissensus”, *British Journal of Political Science*, Vol.39, January 2009, pp.1-23. による。

² ヴィーナー・ディーズ編前掲書、292-293頁参照。

³ 世論調査ではマーストリヒト条約の批准に反対する声が賛成する声を上回っていたし、通貨同盟の成功に関しては非常に懐疑的であった。ドイツにおける批准過程の詳細は以下を参照のこと。森井裕一、「統一後ドイツのヨーロッパ統合政策-TEUとアムステルダム条約を中心として」、『政策科学・国際関係論集』（琉球大学法文学部紀要）、第2号、1999年、1-62頁。

⁴ ドイツにおける国民投票の位置づけとマーストリヒト条約批准をめぐる当時の議論については以下を参照のこと。森井裕一、「ボン民主主義と直接参加-法的枠組みと政治動向」、『比較憲法学研究』、第6号、1994年、25-45頁。ドイツの政治エリートがとりわけ強くEUの構成国であることを支持しているため、比較的に支持の弱い世論との認識ギャップは1996年でも非常に大きかったことを指摘している以下も参照のこと。Hooghe and Marks, *op.cit.*

⁵ 旧EEC条約235条（アムステルダム条約後のEC条約308条）はリスボン条約後のEU機能条約352条に引き継がれているが、適用要件が厳格化されている。

⁶ 連邦参議院（Bundesrat）は連邦を構成する州政府の代表から構成される議会である。政権与党と州政府の多数を構成する政党がねじれることも近年多くなっているが、ここで議論している連邦州と連邦政府、EUとの関係という問題においては州政府はおおむね一致した主張を行ってきたので、連邦参議院の動向が連邦を構成する諸州の意見を代表していると考えておおむね差し支えない。

⁷ このあたりの経緯についての詳細は以下を参照のこと。Jan Grünhage, *Entscheidungsprozesse in der Europapolitik Deutschlands: Von Konrad Adenauer bis Gerhard Schröder*, Nomos-Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2006, pp.194-212.

⁸ 基本法23条は統一前までは、ドイツの領域がドイツに加盟できることを定めた条項であり、1957年のザールラント州の復帰、1990年のドイツ統一はこの条項を利用した。統一後この23条は空白になっていた。

⁹ “Gesetz über die Zusammenarbeit von Bund und Landem in Angelegenheiten der Europäischen Union vom 12. März 1993”, in: *Bundesgesetzblatt*, Jg.1993, Teil 1, pp.313-315. この政治過程をめぐる議論については森井前掲「統一後ドイツのヨーロッパ統合政策-TEUとアムステルダム条約を中心として」、15-18頁を参照。

¹⁰ 連邦議会のEU問題委員会には投票権はないものの、ドイツ選出の欧州議会議員も参加している。リスボン条約が発効し欧州議会の形式的、実質的権限が拡大したことにより、連邦議会と欧州議会の連携問題は、議会による行政拘束の視点から今後一層重要になるであろう。

¹¹ “Domestication”はさまざまな文脈で用いられており、英米の国際関係論の文脈では国際社会における制度化の進展などをあらわす概念として用いられることが多い。その意味では「国内化」という訳語が適切かもしれない。しかし本論における“Domestication”概念はあくまでハーニッシュの定義に立脚してい

るため、「国内拘束」という訳語をあてることとした。さまざまな“domestication”概念の用法については以下を参照のこと。Sebastian Harnisch, *Internationale Politik und Verfassung: Die Domestizierung der deutschen Sicherheits- und Europapolitik*, Nomos-Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2006, pp.26-29.

¹² Harnisch, *ibid.*

¹³ 基本法第23条の旧規定は州の連邦共和国への加盟を規定した条項であったため、ドイツの領土が統一によって最終確定したことから統一後に削除され、空欄となっていた。

¹⁴ 連邦軍の域外派兵問題に関して詳細は、中村登志哉、『ドイツの安全保障政策-平和主義と武力行使』一藝社、2006年を参照のこと。

¹⁵ Gesetz zur Übernahme von Gewährleistungen im Rahmen eines europäischen Stabilisierungsmechanismus (Stabilisierungsmechanismusgesetz - StabMechG) vom 22. Mai 2010 (*BGBI. I S. 627*).

¹⁶ BVerfG, 2 BvR 987/10 vom 7.9.2011. 本論では法技術的な論争を扱わないのでこの判決に立ち入らないが、連邦憲法裁判所に訴訟を起こした学者たちの名前が第3節で議論される反ユーロ・反EUを主張する新政党「ドイツのための選択肢 (AfD: Alternative für Deutschland)」の設立にも関わっていることには留意しておくべきであろう。

¹⁷ BVerfG, 2 BvE 8/11 vom 28. Februar 2012.

¹⁸ BVerfG, 2 BvE 4/11 vom 19. Juni 2012

¹⁹ 本文は以下を参照。Bundestag Drucksache, 17/12816, “Entwurf eines Gesetzes über die Zusammenarbeit von Bundesregierung und Deutschen Bundestag in Angelegenheiten der Europäischen Union (EUZBB)”.

²⁰ 「多角主義のトラップ」議論はMarkus Kaim, *Deutsche Auslandseinsätze in der Multilateralismusfalle?*, in: Mair, Stefan (Hrsg.): *Auslandseinsätze der Bundeswehr. Leitfragen, Entscheidungsspielräume und Lehren* (SWP-Studie S 27/2007), Berlin 2007, pp.43-49. および森井裕一、「共通外交安全保障・防衛政策とEU構成国の外交政策-ドイツの事例を中心として」、『地域統合とグローバル秩序-ヨーロッパと日本・アジア』信山社、pp.198-200を参照のこと。

²¹ ユーロの導入とドイツの内政についての詳細は以下を参照のこと。Yuichi Morii, “Germany and the Euro – Domestic Discourse on Monetary Stability and its Political Implications”, 『日本EU学会年報』、第30号、2010年、pp.66-88.

²² BVerfG 89, 155, 2 BvR 2134.

²³ 正確に言えば1960年代のはじめまでは現在存在している主要政党の他にもいくつかの小政党が存在していたが、これらの政治勢力は次第に既存政党に吸収され、消滅していった。

²⁴ 失業率は2013年5月には6%台に下がっており、総失業者数も300万人を切っている。2005年には失業者数が約500万人近くにおよんでおり、失業率は約12%であった。雇用統計については連邦統計庁データ参照。https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/Indikatoren/LangeReihen/Arbeitsmarkt/Irarb001.html

²⁵ Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 188. Sitzung, 17.Wp. 29. Juni 2012, 22697-22785.

²⁶ *ibid.* pp.22740-22742. この日の本会議では関連する諸条約と法律が採決され、それぞれにわずかながら賛否の票数が異なる。しかし、基本的には左派党のみが党として反対、それ以外の政党では少ない数ではない反対者があったものの、全体としては圧倒的な賛成多数で承認されている。

²⁷ 党大会において連邦議会選挙のための政策綱領が決定されているが、ユーロ圏解体という中心的な政策以外の部分ではヨーロッパ統合に関しては主権国家からなるヨーロッパをめざすなどが盛り込まれているが、全体としてわずかA4で4ページの大雑把かつ

簡潔なものである。Alternative für Deutschland, “Wahlprogramm: Parteitagbeschluss vom 14.05.2012”, <https://www.alternativefuer.de/pdf/Wahlprogramm-AFD.pdf>

²⁸ “Die neue Anti-Euro-Partei”, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 04.03.2013. <http://www.faz.net/aktuell/wirtschaft/europas-schuldenkrise/alternative-fuer-deutschland-die-neue-anti-euro-partei-12100436.html#Drucken>

²⁹ “Skeptische Reaktionen auf “Alternative für Deutschland””, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 15.04.2013. <http://www.faz.net/aktuell/politik/inland/nach-gruendungsparteitag-skeptische-reaktionen-auf-alternative-fuer-deutschland-12149884.html>

³⁰ AfDの政策は伝統的・権威的・ナショナリスト (traditional/authoritarian/nationalist: TAN) というフーグらが示したヨーロッパ統合の賛否をめぐる政党争点軸の反EU側の典型例にあるように思われ、政治的に他の政党から相手にされない極右政党以外には政党がなかったドイツの政党システムの空白地を埋める政党となるのかもしれない。現時点ではあまりにも情報不足であり、今後留意して観察してゆくことが必要であろう。Liesbet Hooghe, Gary Marks and Carole Wilson, “Does Left/Right Structure Party Positions on European Integration?”, *Comparative Political Studies*, 35, 2002, pp.965–980.

³¹ AfD党のウェブサイトによる。 <https://www.alternativefuer.de/de/unterstuetzer.html>

³² Der Spiegel, 28.05.2013, “Umfrage zur Bundestagswahl: Grüne legen wieder zu”, <http://www.spiegel.de/politik/deutschland/umfrage-union-verliert-gruene-legen-zu-a-902235.html>

³³ 選挙結果については連邦選挙管理委員会のデータを参照のこと。 http://www.bundeswahlleiter.de/de/bundestagswahlen/BTW_BUND_13/ergebnisse/bundesergebnisse/

³⁴ Infratest diamap, <http://www.infratest-dimap.de/umfragen-analysen/bundesweit/ard-deutschlandtrend/2013/mai/>

³⁵ “Regierungszufriedenheit, Zeitverlauf”, *ibid.*

Resume

Evolving Domestic Constraints in Germany

- Changing Domestic Structures and Germany's European Policy -

Yuichi Morii

Many structures of new governance have been developed during the sovereign debt crises in Europe. Especially the governance systems for the strict management of the national budget have been built. And these systems constrain the national budget discretion. The European governance systems give stronger constraints to the national governance system in each member state. But at the same time, politics in each member state constrains the development of the European system.

This article deals with the transformation of the German domestic system and the political discussion during the course of the crises. The pro-Europe consensus was firmly anchored in the major political parties in the Federal Republic of Germany after the World War II. But due to the development of the “domestication”, constraints by the domestic preferences and the anti-Europe public sentiments, the federal government’s discretion of European policy is becoming smaller.

In the first part the development of “domestication” in the German political system is analyzed. Germany was always in favor of the development of the European integration in general, but as Sebastian Harnisch pointed out, the “domestication” is constraining the German federal government. “Domestication” means here the limitation of national executive’s autonomy in foreign policy through the participatory procedure of domestic actors guaranteed mainly by legal acts. For example, since the ratification of the Treaty on European Union (Maastricht Treaty) the German parliament have stronger participation in the European issues. And these rights of participation have been strengthened by the decisions of the Federal Constitutional Court. After discussing the development of the domestication as one of the major constraints of German European policy, this article then deals with the preferences of major political actors as the second constrains of policy toward the EU. The stable consensus among the major political parties, especially the consensus on budget discipline, made the agreements and flexible negotiation difficult

during the crises at the European level.

In the third part, new developments in the German political system are analyzed. One of the most significant developments was the establishment of the new anti-euro party “Alternative for Germany (AfD)” in 2013. The anti-Europe or Eurosceptic sentiment was long ignored by the established major parties in Germany. The AfD is one of the most obvious anti-Europe sentiment expressions of the German public. Due to the German electoral system the AfD could not get any seats in the Bundestag, but the fact that a newly established anti-Europe party acquired 4.7% in the 2013 federal election might be regarded as the beginning of a notable change of the German public.

論文

カントにおける自然状態の概念

—批判期における概念の起源について—

斎藤 拓也

はじめに—カントの「自然状態」は何を意味するのか¹

E・カッシーラーは『ジャン＝ジャック・ルソー問題』（1932年）で、ルソー（1712-1778）が、18世紀当時に主流を占めた人間の根源的罪責という思想を否定したときに、それまでにはない「神義論（Theodizee）」の立場を成立させたことを指摘している。ルソーは教会に対して人間本性の善を主張しつつも、他方で芸術と学問による知と徳の墮落を非難するというディレンマに陥ったさいに、その困難を神でも、個々の人間でもなく、「人間の社会」を責任の新しい主体とすることによって解消したのである。ルソーによれば、社会こそが無垢な自然人の情念を目覚めさせるが、この墮落は内面的な義務の法則に基礎づけられた真の社会によってのみ克服されうる。こうしてルソーは、神義論の問題を形而上学から「倫理学と政治学の中心」に移し、理性信仰へと至る²。これは神義論に固有の問題を解決する方法ではないと考えることもできるが³、いずれにせよ本論文にとって興味深いのは、このような人間の「社会」に関する見解をルソーと分かち合っていたのが、イマヌエル・カント（1724-1804）であったとカッシーラーが述べていることである⁴。

たしかにカッシーラーの指摘の後になされた研究では、ルソーの影響のもとでカントの学問観や人間観に大きな変化があったことが詳細に跡づけられてきた⁵。しかしながら、カントの法思想・政治思想にかんする研究では、カッシーラーの見解をある程度まで相対化する重要な指摘もなされている。そのうち、特に見過ごすことができないのは、1760年代のカントの自筆の注記やメモを中心に再構成されたカントの思想に、ルソーとは異なる立場がひとつのアンビヴァレンスをなすものとして見出されていることである⁶。

文明社会としての「市民社会」がもつ固有の問題への関心は『美と崇高の感情にかんする観察』（1764年）や『脳病試論』（同年）、『視霊者の夢』（1766年）をはじめとす

るテキストでも、当時は出版されなかった手書きの遺稿や講義ノートでも、市民社会が退廃的な「贅沢の状態」として、さらには自己欺瞞と自己喪失の原因として考察の対象となっている点にすでに見られる。このような文明社会の問題は、ルソー的な観点から無垢な「自然状態」と市民社会を対比させることによって見出されている。そして、C・リッターの指摘によれば、ルソーが『エミール』や『社会契約論』で考察したように、カントもまた文明社会それ自体の発展と完成を通じて実現される「再び作り出された自然の状態」によって問題解決が図られるべきであるという論理をとっている⁷。

しかし、このようなカントの論理には、文明社会を安定させ、発展させる場としての国家の必然性を哲学的に基礎づけようとする観点が入り込むことになる。この観点のもとでは、カントはホッブズにしたがって自然状態を他者との接触と関係がある状態、そしてそこから闘争が展開される状態、すなわち「戦争状態」として理解している⁸。カントは一方ではルソーにしたがって争いのない無垢な自然状態を想定し、文明社会に病理を見出している。他方でカントにとって自然状態はホッブズ的な闘争状態でもあり、その克服のためには法と権力が効力をもつ国家の状態が要請されるのである。

「人間に関する考察の順序」として1764年から1768年の間に書かれたと推定されている「道徳哲学へのレフレクション」（Ref. 6593, 19: 98-100）を見ると、すでにカントの政治思想にルソー的要素とホッブズ的要素の双方が組み込まれていることがわかる⁹。そして、C・リッターは1760年代から70年代中葉にかけてカントの法思想の成立を跡づける過程で、文明と実定法を批判するルソー的観点が失われ、国家の必然性を演繹するための法哲学的思考モデルが顕著に見られるようになると結論づけている¹⁰。こうして、自然状態論のアンビヴァレンスは、カントの政治思想全体の理解にリヴァイアサンの微妙な影を落とし続けることになった。

このような研究によって、カントの政治思想の根底にある「自然状態」をめぐる省察に看過することのできない問題があることが明らかになった。しかし、カントの法思想の成立時に見られたと推定される傾向を、その後の思想的営為全体にも当てはめて考えることができるかどうかには疑問の余地がある。カントは1770年代以降、特にいわゆる批判期（1780年代以降）に倫理的な基礎づけを行った後に、あらためて『たんなる理性の限界内の宗教』（1793年）で「自然状態」を「市民社会」との関係において位置づける作業を行っている。この作業の意味を、C・リッターの指摘するような法哲学的（ホップズの）思考モデルの観点から一度離れて、ルソーの文明社会批判の観点から検討しなおす必要は、なお残っていると考えるべきだろう¹¹。社会契約論的な構成をもつ政治思想は、自然状態論で設定される問題の解決策を提示しようとするものである。それだけに、カントの場合にも、自然状態論を再検討し、そこで問題となっている事柄を見直すことは、その政治思想の実践的な意味を明らかにするうえで重要な意味をもたずである。

カントの自然状態論のねじれた展開を理解するためには、その背後にある思想史的關係をたどり直さなければならぬ。本論文では、まず批判期においてもカントがルソーを文明社会批判の観点から読んでいた一方で、ホップズに言及しながら自然状態を戦争状態として定義していることを確認する（第一節および第二節）。そのうえで、戦争状態を定義するカントの論理がルソーに由来することを明らかにしてみたい（第三節および第四節）。

第一節 人間の本性と歴史

ルソーは『学問芸術論』（1750年）で所与の文化がその内部で人々の思考の構造を決定し、それによって習俗を退廃させていることを痛烈に批判する¹²。この文明社会の知と徳の退廃の深刻さは、『人間不平等起源論』（1755年）で、歴史的に築かれた社会的・文化的価値の一切が捨棄された状態との対比によってより鮮明なものになる¹³。人間の相互関係の展開としての歴史が人間自身に何をもたらしたのかを明らかにするにあたって、ルソーは推論を通じて人類の歴史的發展過程を遡行し、歴史がまだ始まっていない時期としての「自然状態」を仮構してみせるのである¹⁴。そこでは人間は自然的感情しかもたず、他者の助けも借りずに素朴な動物的欲求を充足させて生きる「自然人」である。それゆえ自然状態では人々の間に関係性さえ存在せず、闘争のない平和な状態が持続する¹⁵。

カントもまた『人間の歴史の憶測的始元』（1786年）において歴史の「始元」、言い換えれば「人間の自然本性に備わる自由の根源的素質から、自由が初めて展開してくる

さいの歴史』（MA, 8: 109）を描こうと試みている。たしかに、歴史を全面的に憶測で書こうとするならば、結果は「作り話」（MA, 8: 109）に等しいものになるだろう。しかし、自然が歴史の端緒を開いたということを前提にするのであれば、その後の「歴史の第一の始元」に関する憶測は十分に許されるとカントは考えている（vgl. MA, 8: 109）。そこで、カントはまず先行する自然原因によって与えられた一対の夫婦（十分に成長しており、温暖な地に住み、直立して歩行し、関連する諸概念にしたがって思考することも論じることもでき、自らの能力を使用するのにある程度まで熟練している）を前提とする（vgl. MA, 8: 110-111）。そして、最初の人間の理性使用に焦点をあてることによって、カントは「道徳的なもの」（MA, 8: 111）の最初の歴史の展開、すなわち「始元」を描き始めるのである。

「道徳的なもの」は、人間が本能だけに導かれている状態には見られないが、「理性」によってただちに展開し始める（vgl. MA, 8: 111）。理性の第一の歩みは、まず各個体の保存に関わる摂食に見られる。理性は比較によって食料に関する知識を本能の限界を超えて拡張しようと試み、さらに構想力の助けによって自然の衝動がない場合にも「渴望」を感じさせるようになる（vgl. MA, 8: 111）。この自然の衝動からの最初の小さな離反を通じて、人間は「すべての動物を繋ぎ止めている制限を超えて広がりうる能力として自分の理性を自覚するに至った」（MA, 8: 111-112）のである。ここから、さらに理性の第二歩が種の保存に関わる「性の本能」（MA, 8: 112）の制御に、理性の第三の歩みが「将来的なものへの熟慮された期待」（MA, 8: 113）をもつようになる点に、そして第四の歩みが、人間が動物とは異なり「自然の目的」（MA, 8: 114）であることを理解する点に、それぞれ見出される。

この理性の四つの歩みからなる人類史の「憶測的始元」は、「粗野」から「人間性」への移行、「自然の後見」から「自由の状態」への移行として要約できるものである（vgl. MA, 8: 115）。この移行を印づける象徴的な出来事は、カントが歴史の始元を旧約聖書の「創世記」（モーセ第一書の第二章から第六章）と「完全に合致するかの如く」（vgl. MA, 8: 110）描くなかで、理性の第一の歩みを楽園追放に重ね合わせる箇所に見られる。カントによれば、人間は、ある果実を本能に逆らって「一つの自由な選択」として食した（vgl. MA, 8: 112）。このような選択によって、人間は「自分自身で生き方を選び出し、他の動物たちと同じように一つの生き方だけに縛られたりしない能力」（MA, 8: 112）を発見し、それによって示された自らの卓越性に満足を覚え、本能のみの支配下にある隷属状態と決別して理性による指導の状態へと移行したのである。

しかし、自由の状態への移行によって、それ以前の「無知と無垢の状態」（MA, 8: 115）では見られなかった困難

が惹き起こされる。自らの内なる本能に命令や禁止を発するようになり、また理性が設けた規則に対する本能の違反を見咎めるようになると、人間は自らの内なる動物性と格闘し始め、その格闘の中で苦痛を感じるようになる。あるいは理性を用いて将来のことを想うようになったばかりに、「不確実な将来が引き起こす懸念と憂慮の汲めども尽きぬ源泉」を抱えることにもなる (vgl. MA, 8: 113)。こうして素朴な人間の生には知る由もなかった多くの「災禍 (Übel)」 (MA, 8: 115) が生じる。また、理性の最初の歩みにおいて生じる「渴望」からは「不必要かつ自然に反する傾向性」、さらには「奢侈」がもたらされることになる (vgl. MA, 8: 111)。これは文化的陶冶の進展とともに「悪徳 (Laster)」 (MA, 8: 115) を引き起こすことになる。

自らの幸福しか考慮しない個々の人間にとって、自由の状態への移行は、災禍と悪徳を結果しうるという意味で「損失」である (vgl. MA, 8: 115)。カントによれば、ルソーは「学問の影響についての著作と、人間の不平等についての著作の中で、まったく正当にも文化と人類の自然本性の不可避の対立を指摘している」 (vgl. MA, 8: 116)、つまり『学問芸術論』と『人間不平等起源論』では人類の自然本性が、まさに自分自身がつくりだした文化によって損失を受けている様子が描かれているのである。カントはたしかに人間の自然本性が被る災禍と悪徳の原因に関してルソーに同意を与えていると考えることができる。

道徳的側面から見ると「自由の状態」への移行は「墮落」でもあり、この墮落の罰として自然的側面において人間は「災禍」を被るともいえる (vgl. MA, 8: 115)。そこで、カントは自然の無垢と自由による墮落を対比して次のように書く。「こうして、自然の歴史は善から始まる。なぜならそれは神の作品であるから。しかし、自由の歴史は悪から始まる。なぜならそれは人間の作品だから」 (MA, 8: 115)。これは、ルソーの『エミール』第一編の冒頭に見られる表現、「万物の制作者の手を離れるとき、すべては善いのに、人間の手に渡ると、すべては悪くなる」¹⁶を反復するものである。カントはルソーの表現を反復して、この世の災禍と悪徳に関する神の責任を解除している。

ただし、この「墮落」が聖書の物語に沿って語られるからといって、その責任が「人類の始祖たち」にあると考えたり、その「原罪」が子孫に遺伝すると考えたりすることはできない (vgl. MA, 8: 123)。また、災禍と悪徳がこの「墮落」の結果として必然的に生じると考えることも、ましてやそれらが「摂理 (Vorsehung)」 (MA, 8: 123) によってもたらされていると考えることもできない。なぜなら、災禍と悪徳は、あくまでも個々の人間が自分の理性を自由に行使して行為した結果だからである (vgl. MA, 8: 123)。

カントはこの「墮落」と「損失」を別の観点からも眺める。自然は、人類全体が自由の産物である文化を通じて

「完全性に向かう進歩」 (MA, 8: 115) を達成できるように、人間を作っている。この観点からは、自由の状態への移行は、個々の人間に「人類の道徳的な使命」を実現する機会をもたらす「利得」となりうる (vgl. MA, 8: 116)。理性の使用とともに、人間は道徳的陶冶を促進する「礼節」 (MA, 8: 113) を身につけた。さらに人間は「たんに多くの傾向性を満足させるための道具としかみられないような理性」とは異なる道徳的な観点から社会形成の基盤となる「あらゆる理性的存在者との平等」を意識するようにもなった (vgl. MA, 8: 114)。個々の人間は、人類全体が織りなす文化を通じて災禍と悪徳をより高次の道徳的な次元で克服する可能性を得たのである。

このように、カントはオプティミストの眼差しをもって自然に「配剤の知恵と合目的性」を見出す (vgl. MA, 8: 116)。カントによれば、人間は自らに襲いかかる災禍を理由にして「摂理」を責めるのではなく、むしろ「摂理に満足すること」を知るべきなのである (vgl. MA, 8: 120-121)。この満足によってこそ、災禍に耐える勇気を奮い起こし、自己を自らの行為を通じて倫理的に高める「生の技法 (Lebenskunst)」¹⁷への道が開ける。

第二節 根元悪と自然状態

しかし、カントの手になる歴史は『エミール』の冒頭を飾る一文の忠実な反復ではなく、変奏である。この変奏は、カントがルソー解釈にさいして文化と自然本性の対立を強調しつつも、ルソーが理性なき存在として特徴づけた自然人にまったく言及しない点にあらわれている (vgl. MA, 8: 116)。カッシーラーが別の論文で指摘しているように、カントはルソーの自然状態の仮説をそのまま受け入れることは決してなかった。「ルソー。彼は総合的に取り扱い、自然人から出発する。私は分析的に取り扱い、文明化した人間から始める」 (Bemerkungen, 20: 14)。カントは方法論上の確信から、数学の総合的方法のように最初に定義を与えるのではなく、観察しうる文明社会の人間の分析を出発点とするのである¹⁸。

歴史の始まりにおいて言語、概念的思考、熟練、さらに夫婦という関係性を想定し、本能だけではなく理性の関わりを軸に歴史の始元を描き出そうとする点で、カントの試みは、自然状態を本能の直接性によって特徴づけるルソーのそれとは異なっている。カントにとって、自由な存在としての人間の歴史に属するかぎり、人間の自然状態にはつねにすでに理性の使用が伴わなければならないのである。

文明社会に対するルソーの問題意識に自覚的にコミットしつつも、公刊された著作でカントが人間の自然本性について異なる立場を選択していることは、『たんなる理性の限界内の宗教』(1793年) 第一編の導入部分において明確

になる。そこでは、人間の自然本性に善に向かう基礎があるという見解が「セネカからルソーにいたるモラリストたちのお人好しな仮説」(R, 6: 20)として扱われているからである¹⁹。

たしかに、カントはこの著作で自然によって人間に与えられた根源的素質が善のためにあることを強調している(vgl. R, 6: 28)。人間には道徳的素質(「人格性のための素質」)だけではなく、自己愛の原理を生み出す自然的素質(「動物性のための素質」と「人間性のための素質」)が備わっているが、後者の自然的素質によってもたらされる欲望を満たすことそれ自体は当然であり、善いことでさえある(vgl. R, 6: 26-28)。人間は善に向けて作られており、あらゆる行為の以前には少なくとも「無垢の状態」(R, 6: 41)にある。

しかし、人間はこの無垢の状態からつねにすでに転落している(vgl. R, 6: 41-42)。自由な存在者としての人間は、みずから意志を規定して行為する存在者である。人間の内なる道徳的素質が消滅することはないが、意志規定にさいして道徳的なことがらを優先させるべきときに、判断を誤って自己愛を優先させてしまう可能性はつねに残る。自由を行使しうがゆえに、人間は善だけではなく悪への可能性にも開かれてしまっているのである²⁰。このような意味で、人間は悪への性癖を「人間本性のうちなる生得的な根元悪」(R, 6: 32)として抱え込んでいる。「人間は生来悪である」(R, 6: 32)と言われる所以である。

それゆえ、カントは自然的素質をめぐって生じうる善悪の両面を指摘している。「動物性のための素質」が惹き起こすのは、いわば生物としてのメカニズムに埋め込まれた本能的な欲求であり、その実現のためには「理性を必要としない自己愛」(R, 6: 26)である。この素質から生じる自己と種の保存への欲求、および他の人々との共同への欲求を満たすことそれ自体には、何の道徳的問題もない。ただし、これらの欲求はつねに適切な方法と程度で実現されるとは限らない。この素質は、人間が自由に行為しようとするさいに判断を誤れば、容易に悪を結果するものでもある。「これらの素質にはあらゆる悪徳が接ぎ木されうる」(R, 6: 26)。そうした悪徳としてカントは順に「暴飲暴食」、「淫蕩」、他の人間との闘争状態である「野性的無法」を挙げ、それらを「自然の粗野の悪徳」、あるいは「獸的悪徳」と呼ぶ(vgl. R, 6: 27)。

もう一つの自然的素質、すなわち「人間性のための素質」(R, 6: 26)の場合、事情はやや複雑である。というのは、この素質が惹き起こす欲求を満たすには、理性が必要とされるからである。この場合の理性は、アプリアリに規定された純粋な道徳的法則を提供する実践理性ではなく、技術的=実践的理性、「実践的ではあるが、他の動機にしか奉仕することのできない理性」(R, 6: 28)である²¹。こ

のタイプの道具的理性が関わることによって、この素質のもたらす自己愛は「理性を必要としない自己愛」の動物的な素朴さから離れ、「自然的ではあるが比較する自己愛」、言い換えれば「他人と比較することでのみ自分の幸福と不幸を判定する自己愛」(R, 6: 27)となる。この自己愛の特徴は、自分自身の幸福が自分ではなく他人の意見によって判定されるという点に顕著にみられる。判定の基準はつねに他人にある。そこで、人間は他人から評価されることを欲望し、その充足を習慣的に試みるようになる。このような試みは「他人の意見において自分に価値を与えようとする傾向性」(R, 6: 27)として把握される。

この傾向性は自らに比較を通じて「平等という価値」(R, 6: 27)を与えようとする傾向性だが、別の見方をすれば「自分に対する優越を誰にも認めようとししない」(R, 6: 27)傾向性でもある。この傾向性の具体例として挙げられている「嫉妬」や「競争心」は、たしかに人々の間に一定の緊張関係を作り出す。しかしこれらの傾向性は相互承認の余地のない対立をもたらすわけではなく、それ自体としては最終的な和解や「相互愛」の可能性を排除するものではない(vgl. R, 6: 27)。歴史哲学的著作で述べられているように、このような傾向性は緊張と対立を通じて文化の形成に寄与するものであり、その両義性は「非社会的社交性」という言葉に端的に示されている(vgl. Idee, 8: 20-21)²²。カントによれば「自然はそのような(それ自体では相互愛を斥けるものではない)競争という理念を、文化に至る動機として用いようとした」(R, 6: 27)のである。

しかし、他者と比較して平等を求める者の心理には、その平等を脅かす可能性のある他者への懸念、すなわち「自分に対する優位を他人が獲得したがっているかもしれないという絶えざる懸念」(R, 6: 27)が付きまとう。この懸念は、競争という文化形成の過程で「安全のための予防策として、他人に対する優越を自ら作り出しておこうとする諸々の傾向性」(R, 6: 27)を作り出す。この懸念こそが、「平等という価値」を求める傾向性(嫉妬、競争心)に質的な変化をもたらし、「他人に対する優越を得ようとする不当な欲望」や「自分が疎遠だとみなすすべての人々への密かな、または公的な敵意という極めて大きな悪徳」を引き起こすきっかけとなる(vgl. R, 6: 27)。

「比較する自己愛」に由来する悪徳は、動物的で機械的な自己愛の逸脱形態である「暴飲暴食」、「放蕩」、そして他の人間との関係における「野性的無法」のような自然の「粗野の悪徳」(R, 6: 26)とは質的に区別されなければならない。「比較する自己愛」に由来する悪徳は人間同士の関係を通じて発展した「文化の悪徳」(R, 6: 27)であり、事物ではなく人間に対して向けられるものとなる。そうした悪徳は、最も邪悪な場合には「妬み」、「忘恩」、「他人の不幸を喜ぶ気持ち」といった「悪魔的悪徳」と呼ばれる

(vgl. R, 6: 27)²³。

人間の集合的状態が、文化だけでなく不当な欲望が惹き起こされる場としても作用することを、カントは次のように強調する。「人間が人間たちの中にと、ただちに妬み、支配欲、所有欲、そしてそれらに結びつく敵対的な諸傾向性が、彼のそれ自体では満ち足りている自然本性を悩ませる。[……] 道徳的素質を相互的に腐敗させあい、悪くしあうには、彼らがそこにいて、彼を取り囲んでおり、彼らが人間であるということでは十分なのである」(R, 6: 93-94)。人間の集合的状態そのものに、「比較する自己愛」が懸念と結びつき、個々の主体が道徳的悪をなす誘因があるとカントは考えているのである。

人間が集合的に、言い換えれば社会的に共同で生活していれば、そのような関係と結合そのものから、相互に不当な欲望や敵対的な傾向性を抱くようになりがちである(vgl. R, 6: 93)。「この危険に満ちた状態」(R, 6: 93)は、『たんなる理性の限界内の宗教』において人間の自然状態として位置づけられることになる。カントはホッブズの名前を挙げて「自然状態」を「戦争状態」として次のように理解している。「ホッブズの命題、「人間の自然状態は万人の万人に対する戦争である」は、「戦争状態である云々」というべきだったこと以外に、誤りはない」(R, 6: 97, Anm.)²⁴。ここでカントは自然状態がつねに「現実の敵対行為」(R, 6: 97, Anm.)、つまり戦闘を行う意志が言葉や行為によって実際に示されている「戦争」そのものであるわけではないと断りながらも、人々が権利を守るためには自らの力に訴えて争うしかない「状態」であるという点で、ホッブズの定義を本質的には正しいとして受け入れる。自然状態は「万人の万人に対する戦争状態」(R, 6: 97)なのである。

第三節 社会的関係に見出される戦争状態

このように根元悪のテーゼから万人の万人に対する戦争状態という表象を介して自然状態に至る一連の議論を見ると、批判期のカントの人間観と自然状態論はあたかもホッブズに全面的に依拠しているかのような印象を受ける²⁵。しかしながら、ここではホッブズとカントを直接結びつける前に、ルソーが『人間不平等起源論』(1755年)の第一部で行ったホッブズに対する批判の作業について考察してみたい。カントにおける自然状態論の含意が明確になると思われるからである。

はじめに確認しておきたいのは、ルソーは自然状態を平和な状態として提示しているが、だからといってロックやプーフェンドルフをはじめとする多くの自然法学者たちのように人間が生来の社交性を備えていると考えているわけではないということである²⁶。ルソーによれば、人間は社

会を形成してはじめて他の人々との間の相互扶助を尊重するようになる。このとき人々は利他心ではなく自己利益のために社交性を身につけ、あらゆる悪徳を引き起こし自由を奪う「相互依存」²⁷の状態へと入っていく。このように人間の本性的な社交性を否定する点を見ると、ルソーは自然法学者たちよりも、むしろホッブズと一致している。

とはいえ、ルソーは自然状態を戦争状態とみなすホッブズの見解は斥ける。R・ドラテによれば、そのさいにルソーはストア派の哲学者たちと同じように「自然的傾向性」と「意見にもとづく諸情念」²⁸を区別し、後者の大部分が社会に起源をもつと考えている。ルソーによれば自然状態は社会以前の状態であり、そこでは人間は素朴な自己保存の本能ともいうべき「自己愛 (amour de soi-même)」と、思考と反省を抜きにして他人の苦痛に共感する能力としての「憐憫 (pitié)」という「自然的感情」しかもたない。「自己愛は自然的感情で、すべての動物を自己保存に注意させ、人間にあつては、理性によって導かれ、憐憫によって変えられ、人類愛と徳とを生み出す」²⁹。自己愛(自己保存)の過剰な働きは憐憫によって抑制され、素朴な欲求が満たされれば魂は安らぎを覚えるのである。

この自然状態に生きる人間たちは、本来は相互にいかなる倫理的な関係も結ぶことはない³⁰。しかし、社会的な関係ができると、状況は一変する。人は他の人々の間で自分がどう評価されているのかを気にかけるようになる。そして、相互に比較し評価しあう人々の間で序列が形作られ、その中で人々は名誉を追求するようになる。ルソーによれば、このような人々の間で「利己心 (amour propre)」が形成される。「利己心は相対的で、人為的で、社会のなかで生まれ、各個人を他の誰よりも自分を重んじるようにさせ、相互に行うあらゆる悪を人々に思いつかせ、名誉の真の源である感情にすぎない」³¹。

ルソーによれば「自己愛」と「利己心」は一見すると似ているが、両者は実際には「その本性からもその効果からも、非常に異なっている」のであり、決して「利己心と自己愛を混同してはならない」³²。この区別に基づいて、ルソーはホッブズの見解を糺すのである。ルソーによれば、ホッブズは「野生人の自己保存のための配慮のなかに、不当にも、社会の産物であり、そのために法律が必要となった数多くの情念を満足させたいという欲求を入れてしまった」³³。利己心と情念に取り憑かれ、他者と自己を比較して優位を確保しようとするホッブズ的人間は、ルソーに言わせれば「自己愛」と「憐憫」しかもたない自然人ではなく、社会的関係におかれた「利己心」をもつ人間なのである。

それゆえ、ホッブズが描き出す情念に満ちた相互的な攻撃の状態は、ルソーにとっては社会の状態である。ルソーは推論によって自然人の無垢な自然状態を仮構すること

で、情念が社会的関係にその起源をもつことを明らかにし、ホッブズの心理学的考察の不備を指摘している。ホッブズが人間の関係が時間的・歴史的に形成されたものであることを考慮せずに「利己心」に由来する情念を人間の自然的傾向性に見なし、それを前提として自然状態を戦争として論じている点をルソーは批判するのである³⁴。

しかし、このような批判を展開したうえで、ルソーが戦争状態について論じていることを想起しなければならない³⁵。社会的な関係がある場合には、ホッブズの言うような情念にもとづく闘争の状態、すなわち「名誉、財産、権威をもとめる永遠の闘争」³⁶が生じることそれ自体を、ルソーは否定しないのである³⁷。ルソーは『人間不平等起源論』の第二部で、人々が自然状態から戦争状態を経て国家の設立に至る不幸な進歩の過程を描き出している。自然状態にある人間たちは無数の世紀を経て、多くの偶然的な外的要因によって他者との共同生活という関係に入らざるをえなくなる³⁸。まず人間たちは、歴史の最初に現れる社会において、群れを作り、約束や礼儀の観念を持って平穩に生活するようになる。しかし、このような幸福な時代は長くは続かない。人々の中の不平等が顕著になり、情念が発達すると「生まれたばかり社会に最も恐るべき戦争状態がとって代わった」³⁹からである。この戦争状態こそが、人々に法律と政治社会の必要性を知らしめることになる。のちに『社会契約論』(1762年)で、ルソーはこの戦争状態を、社会契約を通じた国家の設立によって克服されるべき危機的な状態として位置づけている⁴⁰。

では、このようなルソーの議論は、カントにとってどのような意味をもつのだろうか。カントはルソーの作品群の全体像をとらえて、ルソーが『学問芸術論』や『人間不平等起源論』で見出した危機的な状態を、まさに「『エミール』や『社会契約論』やその他の著作の中で」位置づけなおし、その打開という難問を政治社会の設立と教育によって解決する道を模索していたという解釈を提示している(vgl. MA, 8: 116)⁴¹。そして、カント自身も『人間不平等起源論』第二部に沿った歴史叙述を展開し、人間の社会が危機的な状態へ至る過程を描いている(vgl. MA, 8: 118-120)。ここではさらに、ルソーが危機の原因を明らかにするにあたって「自己愛(amour de soi-même)」と「利己心(amour propre)」を区別したように、カントもまた他者との関係において発達するタイプの傾向性を自然的傾向性から区別して問題にしていることを見ておかなければならないだろう。

このような問題意識は、カントが人間の根源的素質に「動物性のための素質」(R, 6: 26)と「人間性のための素質」(R, 6: 26)の区別を設けている点にすでにあらわれている。たしかにカントはこれらを根源的素質、すなわち歴史性とは本来無関係な「人間本性」に含めている。とはい

え、「人間性のための素質」に由来する「他人の意見において自分に価値を与えようとする傾向性」(R, 6: 27)は、他者との関係性においてはじめて展開するものである。カントのこのような区別は、ルソーが『人間不平等起源論』の末尾で、社会によって変質させられた人間について述べていたことを想起させる。「未開人は自分自身のなかで生きているのに、社会人はいつも自分の外にあり、他人の意見のなかでしか生きることができず、いわば、他人の判断のみから、自分自身の存在感情を得ている」⁴²。カントは人間の本性的善を想定し、その墮落の責任すべてを社会あるいは歴史という上位の審級に設定することはないが、社会という関係性そのものに問題の一端があると見なしている。「人間性のための素質」は社会の関係のあり方によって問題として顕在化するのである。

カントは人間の必然的な構成要素にこのような区別を置き入れることによって、社会が自ら作り出し、自ら解決を試みなければならない問題を、二つの異なる次元で設定することができるようになった。すでに見たように、カントによれば、「人間性のための素質」に由来する傾向性は競争心と嫉妬として文化の形成に寄与する一方で、他人の優位を懸念するあまりに「安全のための予防策として他人に対する優越を自ら作り出しておこうとする諸々の傾向性」(R, 6: 27)をも引き起こす。この人間の関係と結合、言い換えれば社会と文化の中で見られる敵対的な傾向性は、粗野な人々の間で見られる「法律的自然状態」(R, 6: 95)とは異なる自然状態をもたらす。カントはこの倫理的に危機的な状態を「倫理的自然状態」(R, 6: 95)として提示するのである。

第四節 自然状態からの脱出

一「法律的自然状態」と「倫理的自然状態」

カントは、自然状態を戦争状態と見なす言明によって、人間たちの間に自然的服従関係があるとみなすような理論や世俗の権力の起源を神に求めるようなキリスト教的な理論をホッブズとともに否定している。人間は肉体的および精神的な差異をもって生まれるが、そのような差異によって自然的な支配服従関係が可能になるわけでも、正当化されるわけでもない。自然的差異があるとしても、そこから生じるのは他者を支配する権利ではなく、他者に支配されない権利、言い換えれば平等な自由としての自然権である⁴³。

そこで、カントは次のように「戦争状態」を定義する。「そもそも、外的な公の法則に服さない人間たちを支配しているのは、つねに現実の敵対行為だということまでは承認されないにせよ、しかし人間たちの状態[……]は[……]他人への自分の権利は何かということについて、各人が自ら裁き手であろうとするが、各人が自分自身の力

を用いる以外に、権利の保障を他人から受けるわけでもなく、それを他人に与えもしない状態である。これは戦争状態であり、この状態では万人が万人に対して絶えず武装していなくてはならないのである」(R, 6: 97, Anm.)。

カントは人々が傾向性にしたがって物理的暴力を伴う戦争状態に陥ることが人間学的に必然的であると主張しているのではない。すでに見たように、意志規定のさいに道徳法則の表象よりも傾向性を優先させるかどうかは選択意志の自由の問題である⁴⁴。この状態の問題の本質は、それが「無法的な外的(動物的)自由の状態」、「強制法とは無縁の状態」(R, 6: 97)であるという点にある。ここでは人々の間の実際の敵対的行為だけではなく、人々の間に生得の自由についての共通理解がないこと、すなわち自然的な権利を保障する共通の法律がないことが問題なのである⁴⁵。

それゆえ、この状態は人々の間に共通の公的な法律がない状態という意味で「法律的自然状態」(R, 6: 95)と呼ばれる。各人に権利を保障する法律が存在しないこの状態で起きているのは、「自分自身の事柄では自分が裁き手であるのに、他人の事柄に関しても、自分の選択意志以外には、いかなる保障をも他人に認めないという越権によって、他のすべての人々の権利をたえず侵害することなのである」(R, 6: 97, Anm.)。したがって、この状態は相互に自然権を侵害しあう「不正の状態」(R, 6: 97)なのである。

ただし、カントは「法律的自然状態」が解消されれば、社会的関係性に由来する問題がすべて解決されると考えているのではない。そこで、カントはもう一つの問題を「倫理的自然状態」として把握するのである。「法律的自然状態が万人の万人に対する戦争状態であるように、倫理的自然状態も、どの人間の内にもある善の原理が、人間のうちに、そして同時に他のいかなる人間の内にも見出される悪によって〔……〕絶えず攻撃される状態であり、人間たちは相互に相手の道徳的素質を腐敗させあうし、個々人すべてに善意志があっても彼らを統合する原理がないので、あたかも悪の道具であるかのように、彼らの不和によって善の共同体的目的から遠ざかり危険に陥れあう」(R, 6: 96-97)。

カントの説明は、このような相互的な不信の状態が因果的に必然的にあらわれると主張するものではない。「これらの人間たちがすでに悪に沈みこんでおり、人を誘惑するような例として前提される必要すらない」(R, 6: 94)という言明は、カントが「性悪説」として簡単に片付けられるような特定の人間学的性状に依拠していないことを示している。むしろ「この危険に満ちた状態に人間があるのは、〔……〕自分自身の責任による」(R, 6: 93)。意志規定において道徳法則を最上の制約とするのではなく、あくまでも傾向性を優先させてしまうことによって、人間は互いに争う関係に自ら巻き込まれていく。この状態は、その中にい

る個々の主体に多かれ少なかれ帰責可能な道徳的悪の状態として把握されているのである。

以上のように、カントはホッブズの戦争状態という表象を援用して、法律のおよび倫理的な自然状態のいずれをも、人々の間に共通の法と権力が欠如した状態として描き出す(vgl. R, 6: 95)。社会契約論の系譜においては、ホッブズやルソーだけではなく、ロックの場合にも、戦争状態が正当な法と権力をもつ政治社会を呼び出すための前段階として設定される。カントの場合にも、ホッブズの第一命題である戦争状態の表象を用いることで、それぞれの状態のいずれもが「社会」の設立によって克服されるべきであることが強調される。「ホッブズの第二命題「自然状態を脱出しなくてはならない〔*excundum esse e statu naturali*〕」は第一命題の帰結である」(R, 6: 97, Anm.)。カントがホッブズの自然状態に関する命題を使用するのは、おそらくその表象が自然状態からの脱出を喚起する大きな力をもつからである⁴⁶。

とはいえ、戦争状態としての自然状態という表象を借用しながらも、18世紀を生きたカントは、17世紀のイングランドの内乱を生き抜いたホッブズとは異なる問題に取り組んでいる。ホッブズの場合、戦争状態の中で暴力死の恐怖を感じた人々が合理的計算の結果として信約を結ぶことによって、政治社会(コモンウェルス)が設立されると同時に主権者と臣民の関係が成立する。しかし、ホッブズにとっては問題が解決を見ることになるはずの政治社会という地点で、カントにとっては新たな危機的状态が始まる。カントは法なき自然状態が正当な政治的的制度によって解決されるべきであると考えているだけではない。『たんなる理性の限界内の宗教』でカントが自然状態の表象を用いて問題にするのは、法律的自然状態が解決された先にある「内的な没道徳的状态」(R, 6: 97)、すなわち倫理的自然状態でもある。

このとき社会に問題を見出すカントの眼差しは、ルソーのそれに似ている。ただし、見出された問題を取り扱うカントの手つきは、ルソーのそれとは異なっている。ルソーがホッブズ的なリヴァイヤサンの創設を正当化不可能な自己奴隷化に基づくものと見なし、既存の権力関係を社会契約による共和国の創設によって根本的に転換しなければならないと論じたように、カントもまた政治社会における支配の正当性の問題に深い関心を寄せていることに疑いの余地はない。W・ケアスティンが「道徳哲学へのレフレクシオン」(Refl. 6593, 19: 99-100)にカントが自ら補足した内容を引いていみじくも指摘しているように、カントの場合には自己保存のためのプラグマティズムではなく純粋な法的理性が政治社会(国家)設立の必然性を基礎づけるのである⁴⁷。しかし、ルソーが戦争状態の中で自己の利益を追求する「ありのままの人間たち」⁴⁸の問題をあくまで

も政治社会によって解決しようとしたのに対して、カントは政治社会において顕在化する問題を、政治社会によって解決されない倫理的・自然状態として把握する。「法的＝市民的状態には〔……〕法律的自然状態が対置されるが、それと同じように、倫理的＝市民的状态は倫理的・自然状態と区別される」(R, 6: 95)。カントが自然状態を二つの観点から別々に捉えたことは、それぞれの状態に固有の解決方法が必要であることを示唆している。

第一に、人々の間には、戦争状態ではなく、法の下で統合された政治的状态があるべきである。「法的＝市民的(政治的)状態というのは、(おしなべて強制法であるような) 公的法律の下に共同で存在するかぎりでの、人間相互の関係のことである」(R, 6: 95)。政治的状态は、強制力をもった公的法律によって人々の行為そのものを規制して財産と安全を保障する政治社会(国家)の存在を前提とする。人々は法律的自然状態を脱して、法律的市民状態すなわち政治社会に入らなければならないのである。

第二に、人々は倫理的・自然状態から脱出しなければならない。たとえ正しい政治社会が制度として実現しえたとしても、法の侵犯や人々による不正の可能性は残る。さらに、政治社会では外的行為の「適法性 (Legalität)」だけが法によって規制される。このとき、法によっては問われない行為の内的動機の問題、すなわち「道徳性 (Moralität)」の問題が、道徳的悪の可能性として残存する。この「内的な没道徳的状态」の問題は政治社会の内部にありながら、政治社会から切り離され、その統制の外部に位置づけられる。「すでに存立している政治的公共体では、すべての政治的市民はそのままで倫理的・自然状態にあって、そこにとどまる権利も与えられているのである」(R, 6: 95)。政治社会は公的法律の強制によって個人の内面的な倫理の領域や人々との倫理的諸関係を規制することはできないのである。この倫理的な意味での自然状態は、倫理的な意味での市民的状態によって乗り越えられなければならない。「倫理的＝市民的状态というのは、強制のない法則の下で、すなわちたんなる徳の法則の下で人間が統一されている状態のことである」(R, 6: 95)。

おわりに—カントの「神義論」、あるいは「摂理」への満足について

カントによれば、自然状態を脱出して政治社会を設立しても、その中で人間たちは利己的な存在でありつづけることができる。カント自身の先鋭化された表現を引くならば、「国家設立の問題は、どんなにそれが困難に聞こえようとも、悪魔たちからなる人民にとってさえ(悪魔が悟性をもってさえいけば) 解決可能な問題である」(ZeF, 8: 366)。ひたすら自己利益を追求する存在として描かれている「悪魔たち」でさえ、論理的に思考するのであれば、国

家の法律のもとで生きることの意味を見出す。人間の場合にも事態は多かれ少なかれ同じようなものである。人間の創造について「ただ創造ということ、すなわち、このようなタイプの墮落した存在者一般が地上に存在すべきであったということ、このことはいかなる神義論によっても正当化されえないように見えることであろう」(ZeF, 8: 380)とカントは述べる。

しかし、このような醒めた見方にカントのペシミズムを見出して嘆く必要はないだろう。神義論の否定は「もし人類は決してよりよくなることはないし、またなることもできないと想定するならば」(ZeF, 8: 380) 成り立ちうる事柄である。しかし、カントにとって人間は悪魔ではなく、自由に行為しうる存在者である。カントはむしろ「人間の中にある道徳的原理は決して消滅することはないし、さらにその上、この原理にしたがって実用的に法の理念を実現することのできる理性は、たえず進歩する文化を通じて〔……〕法の理念に向かって永続的に成長していく」(ZeF, 8: 380) と想定する。そして、このような想定を行為によって現実のものにすることで、人間は「摂理」を自らの手で正当化できるようになるとカントは考えている (vgl. ZeF, 8: 380)。

カントは神義論を学問的に正当化する議論を決して認めなかったが、信仰として「摂理に満足すること」を論じてやまなかった。カッシーラーとともに、カントが人間を見る眼はこの点でルソーのそれに近いと言えることができる。しかし、カントは自然状態を政治社会によって一挙に乗り越えるという解決方法を放棄している。自然状態論において法の問題と倫理(道徳)の問題を分離することによって、カントは市民社会論においても法の問題と倫理の問題を分離するのである。こうして、カントの政治思想における政治社会(国家)は倫理的統制とは無縁なりべらな性格を獲得する。政治社会は市民に法律を遵守するよう求めることはできるが、市民としての人間の内面、動機、倫理、思想を統制することはできない。カントは政治社会が関与して解決できる問題と、そのさいに法がもつ固有の意義をいっそう明確に示すのである⁴⁹。

ただし、法と倫理が分離されるとしても、両者の間の関係が切り離されるわけではない。法律的市民社会の成員たちは、同時に倫理的市民社会の成員として、何が社会において倫理的な意味で望ましいことであるかを考え、社会における問題や危機を自らの手によって解決しようと試みなければならないのである。倫理が政治に左右されることはないが、倫理は再帰的に政治と社会のあり方を捉え返し、変容させることができる。自然状態の概念に込められている法と倫理の問題を明らかにすることによって、私たちはカントの「摂理に満足すること」という表現に隠された実践的な意味を理解することができるようになるのである。

* 本論文はZSP奨学助成金（DESK）による研究成果の一部です。ここに記して感謝いたします。

¹ カントの著作を引用・参照する際には、以下のように略記した原題と*Kant's gesammelte Schriften* (hrsg. von der Kgl. Preuß. Akad. der Wissenschaften und von der Deutschen Akademie der Wissenschaften, Berlin, 1900-)の巻数および頁番号を、また『純粹理性批判』に関しては慣例にしたがって第一版からの引用をA、第二版からの引用をBとしてその頁番号を、それぞれアラビア数字で記す。KrV: *Kritik der reinen Vernunft* (1781/ 1787); Idee: *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht* (1784); MA: *Mutmaßlicher Anfang der Menschengeschichte* (1786); KU: *Kritik der Urteilskraft* (1790); R: *Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft* (1793); ZeF: *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf von Immanuel Kant* (1795); MdS: *Die Metaphysik der Sitten* (1796); ApH: *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht* (1798); Bemerkungen: *Bemerkungen zu den Beobachtungen über das Gefühl des Schönen und Erhabenen*.

² Vgl. Ernst Cassirer, „Das Problem Jean-Jacques Rousseau (1932)“, in: Birgit Recki (Hrsg.), *Ernst Cassirer Gesammelte Werke Hamburger Ausgabe: Aufsätze und kleine Schriften (1932-1935)*, Band 18, Hamburg: Felix Meiner, 2004, S. 35-43. (生松敬三訳『ジャン＝ジャック・ルソー問題』みすず書房、1997年、41-52頁。) このカッシーラーの見解を支持するものとしては次の文献を挙げることができる。Jean Starobinski, *Jean-Jacques Rousseau: La transparence et l'obstacle suivi de Sept essais sur Rousseau*, Paris: Gallimard, 1971, pp. 33-35. (山路昭訳『ルソー 透明と障害』みすず書房、1993年、30-33頁。) また、カッシーラーの主知主義的なルソー解釈の批判的検討は次の文献に見られる。Robert Derathé, *Le rationalisme de Jean-Jacques Rousseau*, Paris: Presses Universitaires de France, 1948, pp. 181-191. (田中治男訳『ルソーの合理主義』木鐸社、1979年、255-270頁。)

³ Vgl. Carl-Friedrich Geyer, *Die Theodizee: Diskurs, Dokumentation, Transformation*, Stuttgart: Steiner, 1992, S. 68-70.

⁴ Vgl. Cassirer, „Das Problem Jean-Jacques Rousseau“, S. 43. (邦訳、152頁。)

⁵ この点については、すでに多くの研究で指摘がなされている。Josef Schmucker, *Die Ursprünge der Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflektionen*, Meisenheim am Glan: Anton Hain, 1961; 坂部恵『理性の不安：カント哲学の生成と構造（新装版）』勁草書房、1984年（初版1976年）、136-159頁；浜田義文『カント倫理学の成立：イギリス道徳哲学およびルソー思想との関係』勁草書房、1981年。

⁶ Vgl. Christian Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann, 1971, S. 136-154. カントは実践哲学や自然法の講義用テキストとして使用したバウムガルテンの『一般実践哲学』（1760年）やアッヘンヴァル『自然法論（第二部）』（1763年）に自筆の注記やメモを残しており、これらは「注釈（Erläuterungen）」・「レフレクション（Reflexionen）」としてアカデミー版カント全集第19巻（『手記遺稿集 [Kant's handschriftlicher Nachlaß]』）に編者E・アディッケスによって付された整理番号とともに収録されている。

⁷ Vgl. C. Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, S. 151-154; 151, Anm. 343.

⁸ *Ibid.*, S. 144; 144, Anm. 301; 140, Anm. 279.

⁹ この「道徳哲学へのレフレクション」（Refl. 6593, 19: 98-100）は初期の段階からカントの政治思想にホッブズとルソーの影響が

見られることの例証としてしばしば参照されている。C・ランガーはこのレフレクションを引き、カントがホッブズともルソーとも異なる仕方人間本性の問題を扱おうとしていることを指摘している。Vgl. Claudia Langer, *Reform nach Prinzipien: Untersuchungen zur politischen Theorie Immanuel Kants*, Stuttgart: Klett-Cotta, 1986, S. 84, Anm. 67. また、加藤泰史はこの「道徳哲学へのレフレクション」に見出されるルソーの要素とホッブズの要素の批判期における展開と変容を「理性の公共的使用」の観点から論じている。加藤泰史「理性批判と公共性の問題」渡邊二郎（監修）『西洋哲学史再構築試論』昭和堂、2007年、264-331頁参照。

¹⁰ Vgl. C. Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, S. 238; 288-289, 340. また、同様の見解は、三島淑臣『理性法思想の成立—カント法哲学とその周辺—』成文堂、1998年、104頁および107-108頁にも見られる。

¹¹ カントの著作を政治思想の観点から、とりわけ「共和主義」の観点から読み解こうとする研究においては、近年このような再検討の必要性が意識されるようになってきている。Vgl. Alessandro Pinzani, *An den Wurzeln moderner Demokratie: Bürger und Staat in der Neuzeit*, Berlin: Akademie Verlag, 2009, S. 280-281.

¹² Jean-Jacques Rousseau, *Discours sur les sciences et les arts*, in *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau III*, édition publiée sous la direction de B. Gagnebin et M. Raymond, Paris: Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1964, p. 27. (山路昭訳「学問芸術論」『ルソー全集 第四巻』白水社、1978年、39頁。)

¹³ Jean-Jacques Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau III*, p. 160. (原好男訳「人間不平等起源論」『ルソー全集 第四巻』白水社、1978年、228頁。)

¹⁴ 自然状態は「永遠の現在」の状態であり、歴史的発展がまだ開始されていない状態である（vgl. Raymond Polin, *La politique de la solitude: essai sur la philosophie politique de Jean-Jacques Rousseau*, Paris: Sirey, 1971, pp. 258-259. [水波朗・田中節男・西嶋法友訳『孤独の政治学—ルソーの政治哲学試論—』九州大学出版会、1996年、255-256頁]）。それゆえ、この状態は「時系列とは無縁な点」であり、歴史の問題が現在と関係づけられたときに初めて「歴史の始点」として位置づけられることになる（吉岡知哉『ジャン＝ジャック・ルソー論』東京大学出版会、1988年、47-48頁参照。)

¹⁵ J.-J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes III*, p. 159-160. (邦訳、228頁。)

¹⁶ Jean-Jacques Rousseau, *Émile, ou De l'éducation*, in *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau IV*, Paris: Gallimard, 1969, p. 245. (樋口謹一訳「エミール」『ルソー全集 第六巻』白水社、1980年、17頁。)

¹⁷ Volker Gerhardt, „Mutmaßlicher Anfang der Menschengeschichte“, in: Otfried Höffe (Hrsg.), *Immanuel Kant: Schriften zur Geschichtsphilosophie*, Berlin: Akademie Verlag, 2011, S. 192-193.

¹⁸ Ernst Cassirer, „Rousseau, Kant, Goethe. Two Essays (1945)“, in: *Ernst Cassirer Gesammelte Werke Hamburger Ausgabe*, Band 24, Hamburg: Felix Meiner, 2007, S. 509. (原好男訳『十八世紀の精神』思索社、1989年、49-50頁。)

¹⁹ カントが直後の箇所引用する「私たちが患っている病は癒しうるものであり、私たちの本性は正しくしつらえられているので、癒されようと思えば、本性が私たちに救ってくれる」というセネカの言葉は、ルソーが『エミール』の冒頭でエピグラフとして掲げているものでもある。Vgl. J.-J. Rousseau, *Émile*, in *Œuvres complètes IV*, p. 239.

²⁰ ただし、カントの場合、人間の自由は善と悪に平等に開かれて

いるのではないだろう。道徳的に行為する能力があるがゆえに、不道徳な行為を考えることができるのである。御子柴善之「カント実践哲学における「自律」と「自由」—カントとラインホルト—」『現代カント研究 6 自由と行為』晃洋書房、1997年、42頁参照。

²¹ カントは傾向性の目的（幸福）のために経験的な諸法則を統一する理性の使用方法を「思慮の教え」、「実用的な諸法則」と呼び、「道徳法則」をうみだす道徳的な実践理性の使用方法から区別している（vgl. KrV, B: 828）。このような理性は『判断力批判』では「道徳的=実践的理性」に対して「技術的=実践的理性」と呼ばれる（vgl. KU, 5: 455; 171-173）。

²² 人間は、自らが任意に設定する諸目的を実現するために、自然を手段として使用する。その際に目的を設定し自然を利用する理性的存在者の「有能性」を産み出すことが「文化」である（vgl. KU, 5: 431）。

²³ 『人倫の形而上学』では、これらはそれぞれ親切、感謝、同情と対照をなし、まとめて「人間愛とは正反対の人間憎悪の悪徳」に分類されている（vgl. MdS, 6: 458-461）。

²⁴ トマス・ホッブズ（本田裕志訳）『市民論』京都大学出版会、2008年、44頁参照。

²⁵ 三島淑臣『理性法思想の成立』、104-105頁参照。

²⁶ Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temp*, seconde édition mise à jour, Paris: J. Vrin, 1974, p. 132. (西嶋法友訳『ルソーとその時代の政治学』九州大学出版会、1986年、121頁参照。)

²⁷ J.-J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes III*, p. 152. (邦訳、220頁。)

²⁸ R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temp*, p. 138. (邦訳、127頁。)

²⁹ J.-J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes III*, p. 219, note XV. (邦訳、287頁注 (XV)。「憐れみの情」を「憐憫」に変更した。)

³⁰ *Ibid.*, p. 152. (邦訳、220頁。)

³¹ *Ibid.*, p. 219, note XV. (邦訳、287頁注 (XV)。「自尊心」を「利己心」に変更した。)

³² *Ibid.* (邦訳、前掲箇所。)

³³ *Ibid.*, p. 153. (邦訳、221頁。「野性の人」を「野生人」に変更した。)

³⁴ 吉岡知哉『ジャン=ジャック・ルソー論』東京大学出版会、1988年、45頁参照。

³⁵ R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temp*, p. 176-177; 108-113. (邦訳、162-163頁、および95-101頁。)

³⁶ Thomas Hobbes, *Leviathan*, edited by Richard Tuck, Cambridge: Cambridge University Press, 1996, p. 483. (水田洋・田中浩訳『世界の大思想13 ホッブズ リヴァイアサン』河出書房新社、1966年、476頁。)

³⁷ Cf. R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temp*, p. 139. (邦訳、128頁)。また、同じような見解については次の文献も参照されたい。Cf. R. Polin, *La politique de la solitude*, p. 28. (邦訳、28頁。)

³⁸ J.-J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes III*, pp. 168ff. (邦訳、237頁以降。)

³⁹ *Ibid.*, p. 176. (邦訳、244頁。)

⁴⁰ Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social; ou, Principes du droit politique*, in *Œuvres complètes III*, p. 360. (作田啓一訳『社会契約論』『ルソー全集 第五巻』白水社、1979年、120頁。)ただし、この危機的な状態については解釈が分かれている。R・ドラテは「生

まれたばかりの社会」に続く「最も恐るべき戦争状態」をホッブズの戦争状態として理解している。他方でR・ポランによれば、ルソーは不幸な進歩の歴史がさらに進んだ局面で「新たな自然状態」としてホッブズ的な戦争状態を登場させている（cf. R. Polin, *La politique de la solitude*, pp. 275-279. [邦訳、272-276頁]）。「生まれたばかりの社会」に続く「最も恐るべき戦争状態」は、歴史的に蓄積された富をもつ者による政治社会の設立によって克服されるように見えるが、実際には問題の解決は先送りされている。というのは、この政治社会では政治的・社会的不平等が構造化されており、人々の間に情念と無数の偏見に満ちた相互不信と憎悪の状態があらわれるからである。そして、この不平等と情念による対立の状態が解決されなければ、歴史は循環して「われわれが発点とした自然状態とは違った新たな自然状態」に至ることになる（J.-J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes III*, p. 191. [邦訳、260頁]）。ポランと同様の区別は、吉岡知哉『ジャン=ジャック・ルソー論』、57-64頁および109-110頁でもなされている。

⁴¹ カントはルソーの著作群に断絶ではなく一貫した問題解決の試みを見出そうとしている。同様の見解は、『実用的見地における人間学』（1798年）にも見られる（vgl. APH, 7: 326-327）。S. a. Reinhard Brandt, *Kritischer Kommentar zu Kants Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, Kant-Forschungen; Bd. 10, Hamburg: Felix Meiner, 1999, S. 492-493.

⁴² J.-J. Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, in *Œuvres complètes III*, p. 193. (邦訳、262頁。)A・ホネットによれば、ルソーはこの文章に示された結論によって、生活の形式が人間の自己実現に対して加えうる構造的制限を「疎外」として問題化し、ヘーゲルやマルクスが続くことになる「近代の社会哲学の創始者」となった。Vgl. Axel Honneth, *Das Andere der Gerechtigkeit: Aufsätze zur praktischen Philosophie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2000, S. 21-22. (加藤泰史・日暮雅夫他訳『正義の他者——実践哲学論集』法政大学出版局、2005年、15頁。)

⁴³ 後にカントは「自由（他の人の強制する選択意志からの独立）は、それが他の誰の自由とも普遍的法則に従って両立できるかぎり、唯一の、根源的な、誰にでも人間であるがゆえに帰属する権利である」と述べ、この自由には「生得の平等、すなわち、相互に他の人にも課すことができる以上の拘束を、他の多くの人々から課されることがないという独立」、「自分自身の主人 (sui iuris 自権者) であるという人間の資質」を含めている（vgl. MdS, 6: 237-238）。

⁴⁴ W・ケアステイニングは、O・ヘッフェとともに、カントが後の『人倫の形而上学』（1797年）において「人間学的な基本性状」ではなく「選択意志の自由と共同の生活空間の概念のみによって」戦争状態を基礎づけていると指摘している。Vgl. Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit: Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, 3. erweiterte und bearbeitete Auflage, Paderborn: mentis, 2007, S. 256-257. (舟場保之・寺田俊郎監訳『自由の秩序—カントの法および国家の哲学—』ミネルヴァ書房、2013年、252頁。)このような状態の原因が「ア・プリオリな認識」によって特定されていると考えることはできない（片木清『カントにおける倫理・法・国家の問題』法律文化社、1980年、174頁参照）。

⁴⁵ 『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的定礎」の第42節の自然状態の叙述には「ホッブズ主義的な素描」が見られる一方で、第44節の自然状態の説明では闘争状態の原因である法の欠如が明瞭に問題化されている。Vgl. W. Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, S. 256-257. (邦訳、257-259頁。)

⁴⁶ カントは『純粹理性批判』（1781年）でも理性批判の意義を強調するためにホッブズの戦争状態の表象を使用している（vgl.

KrV, A: 752; B: 780)。

⁴⁷ Vgl. W. Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, S. 253-254. (邦訳、249-250頁。) この問題は公刊された著作では特に『俗諺について』(1793年9月)以降論じられるようになる。

⁴⁸ J.-J. Rousseau, *Du Contrat Social*, in *Œuvres complètes III*, p. 351. (邦訳、109頁。)

⁴⁹ 法が倫理との関係でもつ固有の意義については、次の文献を参照されたい。Vgl. Wolfgang Kersting, *Kant über Recht*, Paderborn: mentis, 2004, S. 31-36.

Resume

Was ist der Naturzustand für Kant?

Die Elemente und Ursprünge des Begriffs bei Kant

Takuya Saito

In der Forschung zur politischen Ideengeschichte wird Immanuel Kant (1724 – 1804) oft als ein Vertreter der Gesellschaftsvertragstheorie dargestellt. Hierbei wird häufig auf den großen Einfluss von Jean-Jacques Rousseau hingewiesen (wie bereits Ernst Cassirer in seinem 1932 veröffentlichten Aufsatz „Das Problem Jean-Jacques Rousseau“). In den letzten Jahrzehnten wurde diese Sicht auf Kant jedoch modifiziert. Zum einen wird Kant stärker mit Thomas Hobbes als „Theoretiker des Absolutismus“ verglichen (z.B. bei C. Ritter 1971), zum anderen wird die Gleichwertigkeit beider Einflüsse auf Kant betont (z.B. C. Langer 1986). In meinem Aufsatz möchte ich dieses immer wieder behandelte Thema der Kant-Forschung aufgreifen, und die Elemente und Ursprünge des Begriffs des Naturzustandes bei Kant erörtern, um die Bedeutung der Gesellschaftsvertragstheorie für die politische Philosophie Kants herauszuarbeiten.

Bereits in den Aufsätzen in den sechziger Jahren des 18. Jahrhunderts hat Kant die zeitgenössische zivilisierte Gesellschaft kritisch aus der Rousseauschen Perspektive betrachtet. Später greift Kant zentrale Argumente Rousseaus in seiner veröffentlichten Schriften zustimmend auf. In seiner kleinen Schrift *Mutmaßlicher Anfang der Menschengeschichte* (1786) bezieht sich Kant explizit auf Rousseau und betont, dass diesem in seiner Idee vom Spannungsverhältnis zwischen Kultur und Natur des Menschengeschlechtes zuzustimmen sei. Kant sieht – analog zu Rousseau – in der menschlichen Kultur eine Ursache für „Übel“ und „Laster“. In diesem Punkt ist auch der Interpretation Cassirers zuzustimmen.

Kant lehnt jedoch Rousseaus Hypothese bzw. dessen Gedankenkonstrukt vom „Naturmenschen“ ab (wie auch Cassirer an anderer Stelle zugibt). Vor allem in seiner Schrift *Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft* (1793) distanziert sich Kant von dieser Grundannahme Rousseaus. Zum Menschen – so entwickelt Kant seine Argumente gegen Rousseau – gehörten nicht nur die moralischen, sondern auch die natürlichen Anlagen als

„ursprüngliche Anlagen“. Der Mensch, so Kant, habe den „Hang“, den sinnlichen Begierden und Neigungen aus der natürlichen Anlage den Vorrang vor den moralischen Pflichten in seiner Willensbestimmung zu geben. In diesem Sinne habe der Mensch den Hang zum Bösen bzw. liege das radikale angeborene Böse in der menschlichen Natur. Im Zusammenleben brächten die von Natur aus bösen Menschen einen Zustand hervor, wo gegenseitige Feindseligkeiten sie beherrschten. Hier interpretiert Kant nach dem bekannten Satz von Hobbes den Naturzustand der Menschen als Kriegszustand von jedermann gegen jedermann.

An dieser Stelle bezieht Kant eine Position, die der Überzeugung Rousseaus vom Naturzustand als friedlichem Urzustand, diametral entgegengesetzt zu sein scheint. In der Auseinandersetzung Kants mit Rousseau ist meiner Ansicht nach jedoch ein anderer Aspekt hervorzuheben: In seiner Schrift *Abhandlung über den Ursprung und die Grundlagen der Ungleichheit unter den Menschen* (1755) stellt Rousseau dar, dass die Menschen im Naturzustand zwar beziehungslos und daher ruhig seien, jedoch das Zusammenleben und die daraus resultierenden Beziehungen zwangsläufig zu einem Kriegszustand führten, woraus sich dann die Kultur entwickle. Der Kriegszustand bildet Rousseau zufolge damit zugleich auch eine Vorstufe zur Staatseinrichtung (*Vom Gesellschaftsvertrag oder Prinzipien des Staatsrechts*, 1762). Rousseau zufolge verursachten nicht die natürlichen Neigungen im Naturzustand Streitigkeiten, sondern die korrumpierten Leidenschaften, die erst in der Gesellschaft auftraten. Bei Kant ist die Einführung der Rousseauschen Unterscheidung zwischen „der Anlage für die Tierheit“ und „den Anlagen für die Menschheit“ nicht zu übersehen: Nicht aus der ersten, sondern nur aus den letzten haben sich Kant zufolge sowohl Kultur als auch selbstsüchtige Leidenschaften entwickelt.

Diese Unterscheidung schlägt sich in der Formulierung vom „Naturzustand“ bei Kant nieder: Wie bei Hobbes ist der Naturzustand für Kant zu bewältigen. Kant legt jedoch zwei

Problematiken in diesem Zustand frei. Einerseits erscheint bei Kant der „juridische Naturzustand“ als „wilde Gesetzlosigkeit“, in der es keine Zwangsgesetze gegen gewaltsame Tätigkeiten unter Menschen gibt. Dieser Zustand lässt sich für Kant nur durch die Einrichtung der „rechtlich-bürgerlichen Gesellschaft“ überwinden. Andererseits nehmen für Kant in der Kultur und im errichteten gesellschaftlichen Zustand die Neigungen der Menschen zu, sich auf listigere Weise (als durch bloße Gewalt) Überlegenheit über andere Menschen zu verschaffen. Diesen Zustand der inneren Sittenlosigkeit nennt Kant den „ethischen Naturzustand“, der durch die Einrichtung der „ethisch-bürgerlichen Gesellschaft“ zu überwinden sei, welche nicht die Legalität, sondern die Moralität der Handlungen befördere. Kant übernimmt somit einerseits die Rousseausche Perspektive vom „Kriegszustand“ unter den Menschen, entwickelt diesen Gedanken jedoch weiter und stößt hierbei auf zwei verschiedene Grundprobleme, die nach zwei verschiedenen gesellschaftlichen Lösungen verlangen.

論文

ドイツ系ロシア人捕虜の帰化

—第一次大戦と「ドイツ系」であることの意味—

伊東 直美

1. 問題の所在

1914年に始まった戦争はヨーロッパ全土を巻き込んで拡大した。戦争は持久戦の体を成し、国力すべてを動員して戦う総力戦となった。その結果、戦時中、人々が徴兵される際などに、その人が「どの国に属しているのか」、すなわち誰が「国民」であるのか、という問がはっきりした形をとって人々に突きつけられることになった。さらにそれは国籍を保持しているか否かの問題にとどまらず、人々の「民族性」を問題視することで、強制的な移住、強制的な収容といった状況を作り出していった。

ドイツ人の血統を重んじる考え方はすでに第一次大戦以前より、ナショナリストたちによって喧伝されてきた。これを反映したものが1913年の改正国籍法である。改正国籍法では、10年間の国外滞在によるドイツ国籍喪失という従来の条項が削除された。帝国議会での議論の結果、出生地主義の原則は導入されなかったため、ここからドイツ系住民からなる血統共同体というドイツ国民観念が導き出されてきた。しかしながら改正国籍法では国籍を保持し続けるためには兵役の遂行が条件とされたため、特別に国外に住むドイツ系住民に対して譲歩したものではなかった。それゆえ、1913年の国籍法は「国防共同体なくして民族共同体なし¹⁾」という原則を保持していた。第一次大戦の勃発後、ドイツ国籍を持たないロシアのドイツ系住民、並びにドイツ系ロシア人捕虜²⁾がドイツ国民の国防共同体に組み込まれていった。これとは対照的に、西部戦線での旗色の悪化とともに反セム主義が高まり、ドイツ国民であるユダヤ教徒には疑惑の目が向けられていった³⁾。ゴゼヴィンケルは原則が反転して、「同じ国籍に依拠しない民族共同体という特殊な同質性からなる国防共同体」が生じたと述べた⁴⁾。

「民族」重視はドイツに限った出来事ではなかった。イギリスとフランスは大戰勃発直後に敵国国民の帰化を禁止し、「不忠」な市民の帰化を取り消した⁵⁾。イギリスでは

「かつてドイツ人ならば永遠にドイツ人」として、すでに帰化した者に対してはイギリス国籍を剥奪し、すべてのドイツ人を収容すべきであるとの議論がなされた⁶⁾。ロシアでは国境付近に住むロシア臣民がドイツ系であることを理由に、土地を没収され、追放された。

ドイツにおいては大戰勃発以前より、ロシアにおけるドイツ系住民をドイツへ移住させる政策がとられてきたが、大戰中にはドイツ系ロシア人捕虜をドイツ国民として帰化させる試みが行われることとなった。敵国の兵士として、今まさに戦っていた相手を今度は国民として迎えるというのである。彼らの先祖がかつてドイツ語圏内からロシアへ移住したという理由だけで「敵」は「味方」になった。理念上、「同じ国籍に依拠しない民族共同体」が創出されたとはいうものの、実際にドイツに滞在したこともない敵国兵士を「ドイツ人」として認めることは果たして可能であったのかという疑問が生じる。第一次大戦期におけるドイツ系ロシア人難民の受け入れについて、オルトマーは人道的な考慮からではなく、ドイツの労働力不足を改善するためであったと述べたが⁷⁾、ドイツ系ロシア人捕虜に関しても労働力として必要だと考えられたのだろうか。

長らく、第一次大戦における捕虜の研究は「二義的なもの」に留まっていた。すでに第一次大戦中、戦間期に捕虜の扱いに関しては各国で議論され、報告書が出版されていた。それは確かに自国での待遇の良さをアピールし、敵国を非難するプロパガンダの応酬であったが、情報が不足する中、捕虜となった人物やその家族の運命について公開された重要な情報源でもあった。その後、第一次大戦における捕虜の研究が学術的に追究されなかった主要な原因は、大量の組織的移送、強制労働、殺戮による絶滅という第二次大戦のドイツの収容所システムに関心が集中したためであった。これによって20世紀最初の大規模な収容所システムを構築した第一次大戦期における捕虜収容所のインパクトは薄れてしまった⁸⁾。歴史的要因に加えて、心理的な要因も指摘されている。捕虜の問題は敗北、撤退、降

伏にまつわる負の感情、社会的な価値や規範が損なわれたというイメージと結びつき、その傾向は第二次大戦によって強まった。捕虜になった人物の証言をとることが出来ること自体が、そのような問いをタブー視する方向に向かわせた。第二次大戦における捕虜の研究自体、1970年代に入ってから取り組まれたのだった⁹。さらにポツダムライヒ文書館に所蔵されていたプロイセン陸軍省、軍当局関係の主要な史料が1945年4月に焼失したこと、ジュネーブ赤十字国際委員会の捕虜カードがプライバシー保護によって閲覧できないことなどから、史料的な制約の問題があった。

近年、第一次大戦における捕虜収容所の研究に関心が高まり、各国における捕虜収容所の比較、ドイツにおける個々の収容所の詳細な研究がなされている¹⁰。中でも、ドイツにおける捕虜収容所での民族別の優遇措置についての研究は、この優遇措置がその後の東ヨーロッパの情勢に影響を及ぼし得るものでもあったことを明らかにした¹¹。ロシアではスラブ系捕虜が優遇される一方で、ドイツでは東欧の植民地化構想からロシア人捕虜がドイツ、ポーランド、ウクライナ、バルト諸国、タタール、グルジア、ユダヤといった「民族」別に分けられ、それぞれ優遇措置がとられていた。そのヒエラルキーの頂点に立つのがドイツ系ロシア人捕虜であった。第一次大戦において「ドイツ系」であることは今までにない意味をもった。ベートマン・ホルヴェークは帝国議会で「ロシア政府に人権に反した不法行為に対する弁償を求め、追放されて窮状にある我らの同郷人を隷属状態から解放放つことが我々の権利と義務¹²」と述べ、ロシアのドイツ系住民の保護を求め、それを戦争目的に据えた。しかしながら誰がドイツ系なのか、「ドイツ系」捕虜をどのように扱うかということに関しては当初、定まっていなかった。これまでの研究においても、どのように「ドイツ系」が特定され、優遇され、帰化を勧められるに至ったのかについて、自明のこととして十分に問われることはなかった。

本稿ではこれまでの研究で触れられてこなかった、ドイツ系ロシア人捕虜とドイツ国内の「ドイツ人」との関係性から、ドイツ系ロシア人捕虜が「見つけ出され」、優遇されていくなか、同時にだれがそこから排除され、だれがドイツ「国民」に組み込まれていったのかを分析し、ドイツ「民族共同体」の一側面を考察する。なお、その際、ドイツ系ロシア人捕虜に関してはプロイセン、バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク陸軍省の史料、農業労働者としての捕虜の使用に関してはプロイセン農林省、帰化に関してはプロイセン内務省の史料を参照した。なかでも1909年に設立され、ロシアにおけるドイツ系住民が「帰国移住者」としてドイツへ移住することを促進し、ドイツ系ロシア人捕虜の問題に直接関わった、プロイセン内務省との半

官半民組織「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会¹³」の活動に注目した。

2. ドイツ系ロシア人を「見つけ出すこと (Ausfindigmachung)」

第一次大戦においては動員された兵士全体の7分の1にあたる700万人から900万人が捕虜となった。ドイツでは1918年10月10日までに250万人の捕虜が収容され、その内、半数を超える140万人がロシア人であった¹⁴。各国では、これまでにない規模で人々を移送、収容、監視するという試行錯誤が行われ、次々と捕虜収容所が設置されていった。ドイツ国内では捕虜の収容、管理は軍管区副司令官に委ねられ、捕虜収容所監督局が設立された¹⁵。

ドイツに収容されたロシア人捕虜のなかには「ロシア人」のカテゴリーとは別に、15万人のウクライナ人、5万人のイスラム教徒である「タタール人」、3万人のユダヤ人、2万5千人のポーランド人、1万6千人のドイツ系ロシア人、1万人のバルト出身者、3千人のグルジア人が含まれた。捕虜収容所での民族的少数派への特別待遇、啓蒙教育は第一次大戦後の東欧の植民地化計画の一部であった。彼らへの特別待遇とは反対に、「ロシア人」捕虜は「未開の」アフリカ、アジア植民地出身者と同等に位置づけられた¹⁶。捕虜の中から民族的少数派を選び出すにあたって、「民族」、「人種」レトリックが使われたが、その定義はいまいちなものであった。例えば、ドイツ人によって「シベリア人」、「コッサク（多くがキルギスタン人）」なる「民族」として分類された捕虜たちは、自身をロシア人もしくはウクライナ人と考えていた。「ウクライナ人」とされた者の多くはウクライナ語を話したわけでもなく、ウクライナの風習を身につけていたわけでもなかった。彼らは単に出生地で判断されたに過ぎなかった。つまりドイツ側から見た「民族」と捕虜自身の「民族」定義は必ずしも同じではなかった¹⁷。

民族的少数派の選別において、最も重要視されたのがドイツ系ロシア人であった。ドイツ系ロシア人のための特別な捕虜収容施設が各軍管区に必要であるとプロイセン陸軍省は考えていた¹⁸。ドイツ系ロシア人捕虜を含めた国外のドイツ系住民のドイツへの「帰国」が重視される理由としては、第一に、ひどく脅かされている民族同胞の救出があげられた。

1914年8月1日に第一次大戦が勃発すると、ロシアにおけるドイツ系住民の多くがロシアに対する忠誠を表明した。ロシア軍には25万人のドイツ系入植者が含まれていた¹⁹。東部戦線において、意外にも動員の早かったロシア軍はオストプロイセンに進軍した。8月末から9月上旬にかけて、タンネンベルクにて戦闘が行われ、東部第八軍司令官ヒンデンブルクと参謀長ルーデンドルフの指揮の下、

ドイツ軍が勝利をおさめた。この敗北後、ロシア軍においてドイツ系ロシア人への敵視は顕在化し、召集されたドイツ系兵士は対独戦線ではなく、トルコに対するカフカス戦線に移動させられた。「ロシア臣民ではあるが、精神はドイツ人」とされ、小隊単位でドイツ系兵士は2、3人を超えないよう配慮され、武器すら渡されない場合があった²⁰。食料、装備、医薬品が欠乏する中、トルコ戦線では4万人のドイツ系兵士が命を落とした²¹。さらに厳しい処置となったのが、1915年2月に出された西部国境沿い150km、バルト沿岸、黒海、アゾフ海、カスピ海沿い100kmに居住するオーストリア・ハンガリー、ドイツ出身のロシア人に対する土地所有権と利用権を剥奪する法令であった。とりわけ、プロイセン出身で1880年以後、ロシアに帰化した者がその対象となった。1915年7月、8月にはボリーニエンのドイツ系住民、60%が移住させられ、1915、16年で15万人がロシア内陸部、シベリアへと移送され、その半数は厳しい状況の中、命を落とした²²。

ドイツ側では戦争による損失の埋め合わせ、長期滞在する農民を増やし外国人労働力の需要を減らすこと、それによって将来的な帝国の国防を増強することが想定され、ドイツ系住民の「帰国」が促進された。各軍管区においてドイツ系ロシア人捕虜の問題に従事する将校を手助けする専門家が「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会」から派遣された。当該の人物、家族、血統、宗教、以前の居住地の情報に基づいて、扶助協会によってドイツ系ロシア人であるかどうか判断された²³。戦争開始以前はプロイセン内で活動していた扶助協会であったが、ドイツ系捕虜の取り扱いをめぐるヴェルテンベルク陸軍省に協力を求められ、プロイセン以外の地域でも軍当局と協調して活動を拡大していった²⁴。

ドイツでは1915年の夏以降、戦争捕虜が労働へと動員され、1916年にはその数は捕虜全体の160万人中110万人となり、1917年にはドイツ戦時経済における被用者の15%以上を占めていた²⁵。戦時においては捕虜に労働を頼らざるを得ない状況、戦争が終われば捕虜は母国へ帰還すること、戦争による人的被害から、埋め合わせとしてドイツ系ロシア人捕虜に注目が集まったのであった。

3. ドイツ系ロシア人捕虜に対する優遇措置

1915年初頭に扶助協会はドイツ系ロシア人捕虜の調査を開始していた。はじめは捕虜の間でドイツ人であれば徴兵されるという噂が流れるなど調査は容易には進まなかった。扶助協会が捕虜収容所を訪問するまで、ドイツ系ロシア人捕虜に関心が寄せられることはなかった。他の捕虜と比べて違いがあるとすれば、それは彼らが通訳として使われたということくらいであった²⁶。「ロシアのくびきから

解放され」、「古き故郷に居場所」を提供され、「ロシア人によって抑圧された兵士がドイツ民族のための自由な戦士へと変わる」ことを期待されたドイツ系ロシア人捕虜は扶助協会によって登録され、さまざまな恩恵を受けることとなった。捕虜収容所で彼らは「ロシア人」ではなく、「ドイツ人、同国人 (Landsleute)」と呼ばせられ、可能な限り室長、監督といった上級の役職が与えられ、他の捕虜と比べて高い賃金、ベッドが支給された。また、日曜や祭日に戸外での労働を強制されないといった宗教的な配慮がなされた²⁷。1915年末にはすでに捕虜の多くはドイツ戦時経済へと統合された。その内4分の3は農業に従事し、小規模の収容所で労働作業班として働く、もしくは雇用主の家にて住み込みで働くという形態をとっていた²⁸。この状況はドイツ系ロシア人捕虜も同じであったが、ドイツ系捕虜のための特別部門が捕虜収容所の中に設立されたり、ドイツ系ロシア人のための独立した収容所が設立されたりした²⁹。例えばベルリン近郊のベルガーダムではドイツ系ロシア人の収容所は他の捕虜収容所とは異なり、鉄条網は張られず、単に垣根で囲われるだけであった。馬車の御者として働く者は2キロ離れた駅と収容所を行き来することが可能であり、監視はなく、自由に行動することが出来た³⁰。さらに捕虜であることが周囲に知られないよう、平服を着用するよう配慮がなされ、そのための金額が支給されていた。ドイツ系ロシア人捕虜が農場で働き、雇用主のもとで寝泊まりする場合には、雇用主は賄いからベッド、洗濯にまで気配りするよう指示された³¹。雇用主の扱いが劣悪な場合には、ドイツ系住民の帰国移住という利益に反するとして、検査が入ることとなっていた。その場合、ドイツ系ロシア人捕虜はその労働場所から戻り、より良い場所を見つけることが出来ることになっていた。また、仕事場の変更も可能であった³²。様々な優遇措置がとられたとはいえ、ドイツ系ロシア人捕虜が完全な自由を享受したわけではなかった。例えば、飲食店の利用などには制限があった。規則に違反したり、逃亡したりした場合には収容所へと戻され、ドイツ系として優遇される資格を失った³³。

捕虜と見なされないという待遇に加えて、ドイツ系ロシア人捕虜には特別なプロパガンダ教育コースが用意されていた。一般的な捕虜収容所においても捕虜特有の精神疾患、いわゆる「鉄条網病」に対処するため、収容所での捕虜たちの文化的な活動が推奨されていた。そこではサッカーや劇の上演に加え、読み書きの基礎コースから自然科学の教材、外国語、芸術を教える小規模の収容所大学が存在し、収容所の職員によるドイツ語のクラスもあった³⁴。しかしながらドイツ系ロシア人捕虜に対する教育コースは将来的に彼らがドイツに定住、帰化することを主眼としている点で他の収容所での活動とは異なっていた。

教育コースはブランデンブルクのベルガーダム、デュッ

セルドルフのホルトハウゼン、インスターブルク（カリニングラード近郊）の収容所で実施された³⁵。ドイツ系ロシア人捕虜として見つけ出された人数は1万6千人であったが、1917年2月の時点ですでにその内の2400人が教育コースを受講していた³⁶。コースの目的はドイツ農業と国家制度の一般的知識の導入であり、帰国移住を促進することであった。農業、畜産、経営学、統計処理、入植活動、地理と歴史、公民、宗教などの履修に加え、農場への遠足などが用意された。ロシアでの農業との違いに配慮して「どのように狭い土地で優れた農場主が確実な収益を上げるのか、合理的に家畜を飼うことで十分な収入を得られるかどうか」について授業が行われ、一番良い種苗や肥料、乳牛のチェックといった具体的な内容であった。コースにおいて「聴き手に難しい問題をはっきりと分からせることは避けられた」こと、「最も遅れた農民に進歩とドイツ文化への興味を呼び起こすことが望ましい」と述べられていることから、同胞とはいえドイツ系ロシア人捕虜を「遅れた」ロシア人農民とし、これに対する「ドイツの使命」意識が見てとれる。

優越感、文明の使命感を意識しつつ、ドイツ系ロシア人捕虜をドイツの生活に馴染ませるには、ドイツ人に対する信頼を高めることが重要であると考えられた。このためにクラスの教師と個別で話し合わせたり、オストプロイセンに入植したベッサラビア出身の農場主を捕虜収容所に滞在させて捕虜たちにアドバイスさせたりした³⁷。ドイツ系ロシア人であった農場主と話すことで、捕虜たちに今後、ドイツで生活する際に自分の土地を所有することが可能になるという青写真を描かせたかったのであろう。将来的なドイツでの定住を考えさせることがこのコースの目的であった。ホルトハウゼンの収容所では聖職者の特別室が重要な役割を担った³⁸。それは純粋に宗教的な問題を扱う点で重視されたわけではなかった。ドイツでの定住を考えるようになったドイツ系ロシア人捕虜は、この希望を口に出し、他人に聞かれることで、「裏切り」としてロシアにいる家族の不利益になるかもしれないという不安を抱えていた。これに対して特別室は内密にたやすく話せる場所となり、帰化への意思を伝える場となった。

教育プログラムの結果、多くのドイツ系ロシア人捕虜が徐々にドイツの考えを持つようになった (*deutsch gesinnt*) と報告されている。これは「ドイツ世界政策の目的に対していくらか心酔した」ということを意味するのではなく、「ドイツ語と信仰を引き渡すつもりがない」ということであり、ロシアを完全に去ることを決心するということでありと説明された。はじめは裏切りとして感じるかもしれないが、その後、「私がただ継子であるというのなら、父のもとを去ろう」と思い至ることであり、半数はドイツ的考えを持ったのではないかと考えられた³⁹。

ドイツ系ロシア人捕虜に対して帰化を推奨するプログラムにおいて、報告からは実施したドイツ側の満足度の高さが窺えるが、それでは捕虜側はドイツへの「帰国」をどのように考えたのだろうか。次に実際の帰化がどのように行われたのかを見ていく。

4. 帰化とドイツ語を話す「非ドイツ人」の除外

帰化に関して平時、プロイセンでは多くの場合、5年の居住期間が必要とされていた。さらに、ポーランド語を話す者、ユダヤ教徒に対しては第二世代でなければ帰化は許可されず、プロイセン内務省はプロイセン外部で生まれたユダヤ人の帰化を基本的に認めず、プロイセン内部で生まれたユダヤ人男性は兵役を果たすことによるのみ、帰化が認められた。しかしながら戦争が勃発すると、帰化の対象から除外されていた、これらの民族的、宗教的グループに対しても入隊することで帰化が許可されることとなった⁴⁰。

戦争が始まって以来、ドイツ系帰国移住者のための扶助協会はドイツ系ロシア人捕虜を探し出し、ドイツ定住のための活動を行ってきた。しかしながらこれまで法的に考慮して帰化は不可能と当局に判断されてきた。これに対しプロイセン陸軍省は繰り返し再検討することを要求したため、ライヒ内務省で討議されることとなった。問題点の一つは、ロシアの法では許可なく他国の国籍を取得することが出来ないとされていることであった。もう一点は当該人物の「血統」を証明することが難しいということであった。前者に関して、ロシアでは許可なく国外に滞在したり、そこからロシアへ帰国しなかったりすれば、罰せられ、財産的に不利益を被ると定められていた。捕虜は帰化することで、講和条約締結後、自身、もしくは残してきた家族が不利益を被ることを恐れていた。これに対して扶助協会はロシアにおける法の形骸化を指摘して問題はないとした。後者に関して、ドイツ系入植者は150年ほど前にロシアに移住し、血統の直線的な連なりは消えつつあった。純粋なドイツ血統との結びつきではなく、彼らは宗教、母語、文化的状況において、完全に純粋さを保っているとして、帰化の審査を厳密に、形式的に行わないよう扶助協会は述べている⁴¹。ロシア国籍を離脱できないことはすでに第一次大戦以前から問題となっていた。例えば、シュテッティーンの県知事がこれを理由に繰り返し帰国移住者の帰化を却下したため、扶助協会は「誤った決定」としてプロイセン内務省に訴え出していた⁴²。

法的な問題に関して厳密である行政に対して、扶助協会はドイツ系ロシア人捕虜たちの帰化を求める手紙、要望書から省庁に働きかけていく。これらの手紙はドイツ系ロシア人捕虜が実際に自らをどのように定義し、訴えたのかが

窺われる点で興味深い。多くの手紙のなかでドイツ人として暮らす意志が表明されている。例えば、黒海沿岸部のヘルソン (Chersson) 出身、24歳のヤーコブ・フリッツは1915年3月にドイツ軍の捕虜となり、1年後に扶助協会に登録された⁴³。彼は「ドイツ人としてドイツに留まるという意図を持っており」、「兄弟たちとともに戦いを望み」、「戦後はドイツで、ロシアで大領主として暮らすよりも小さな土地で細々と暮らす」ことを望むと帰化を希望した。製靴業での徒弟期間を終えた後、ロシア軍で3年間の兵役についての経験を持つ29歳のG.ハイヤーは「もはやロシア人であると名乗りたくはない」こと、「妻はすでに戦争初期に死亡し、ロシアにもう一度戻りたいとは思わない」ことを述べた⁴⁴。さらに彼はプロテスタント教会で洗礼を受け、ハイヤーの添え名として「ゴットフリート」という名前を受けたことを述べている。手紙の中の「洗礼」、「堅信」といった言葉づかいから、キリスト教徒としての自分を印象付ける意図が感じられる。ドイツ系と認められるためには宗教が重要な要素であったことがすでに捕虜たちに知られていたようだ。「堅信」の言葉はグスタフ・シェフラーの手紙にも見てとれる⁴⁵。彼は扶助協会により捕虜収容所から解放され、当時はパルヒム (シュヴェリーンの40km南東) の商業学校に通っていた。彼の場合、堅信以来、2年間を除き、ほとんどドイツで暮らしており、1912年にはドイツ人女性と婚約した。いわゆるロシアへ入植したドイツ系ロシア人とは異なり、ドイツに定住していたものの、戦争によってロシア軍に徴兵されたと考えられる。シェフラーはドイツ人女性、少女が捕虜と関係を持ったことで罰せられるということを新聞で読んだ。彼女の両親から苦情を言われ、「小さな町の陰口」で花嫁に不愉快なことが起きることを望まないとし、帰化することを切望した。

そもそも捕虜収容所には許可証がなければ立ち入ることはできず、とりわけ女性と捕虜との接触は禁じられていた。通りで年配の女性が捕虜に話しかけただけで、逮捕されるという事件が起きていた。しかしながらドイツ人女性一人が残った農場に一人、もしくは複数の男性捕虜が働く状況が存在し、実際の交流を禁ずることは難しく、軍当局はこれを「戦場で戦う男たちの利益」に反する「風俗犯罪 (Sittlichkeitsverbrechen)」として取り締まった。例えば、配偶者と別居していたある女性に対しては、ロシア人捕虜と関係を持ったとして3週間の懲役刑が下された。捕虜と婚姻関係を結ぶこと自体は不可能ではなかったが、フランス人捕虜よりも身分証明書を携帯していなかったロシア人捕虜との結婚はより困難であった⁴⁶。それゆえ、ドイツ系ロシア人捕虜が結婚する際に、ロシア人としてではなく、ドイツ人として結婚するならば煩わしい手続き上の問題を回避することが出来たのだった。ドイツ系ロシア人捕虜が

ドイツ国籍を持ってないことで、ドイツ人の配偶者、将来、配偶者となる人に迷惑がかかるという訴えは捕虜たち以外からも出された。フェルディナント・フィンクは扶助協会の紹介で自分の農場で働いているドイツ系ロシア人捕虜ヨハン・ブフテヴィッチュ (Johann Buchtewitsch) の帰化を願い出た⁴⁷。フィンクはブフテヴィッチュが「礼儀正しく、信頼がおける勤勉な人物」であると述べ、自分と妻は病気がちであるため、一番上の娘と彼を結婚させて農場を継がせたいと考えた。この手紙の中で注目すべきはフィンクが「私にはもはや、期待をかけることができる息子がいない」と述べている点である。彼はこのままでは「私の美しい大農場はいとも容易く没落してしまう」と憂い、帰化が無理ならば、せめて結婚の許可を得ることはできないかどうか扶助協会に問い合わせている。第一次大戦中にドイツ人兵士1320万人中、200万人が死亡し、410万人が負傷した⁴⁸。兵士は健康な成人男性であることを意味する。ドイツ系ロシア人捕虜の果たした役割は労働代替のみに留まらなかった。手紙でドイツの農場、ドイツ農業の将来を強調したことはドイツ系ロシア人捕虜の帰化を認めさせる際に重要なアピールになった。

1917年9月に「すでに長期にわたって多数のドイツ血統をもつ捕虜のロシア人がプロイセン国籍を取得希望を知らせていた」ので、国際法上問題がなければ、1913年の国籍法第8条に従って帰化が進められることとなった⁴⁹。ここで、帰化した者はこの戦時中に徴兵されることはないと言われた。捕虜の帰化申請はまずは例外的な場合のみ許可し、それ以外の事例は講和条約締結後に、帰化が認められるかどうか審査されることとなった。帰化の対象となるドイツ系ロシア人は3つのカテゴリーに分けられた。

1. 当該人物の家族、もしくは親類がすでに全員もしくは大部分が国内にいる場合。
2. 身寄り、親類がなく、ロシアにおいて所有地や財産もないが、労働が可能な場合。
3. 特別な理由から帰化申請の却下が彼ら自身だけでなく、ドイツ国籍保持者 (彼らの宿泊先の家族、結婚しようと望むドイツ人女性など) にとっても厳しい状況になる場合。

さらに一般的な法的条件の他に、以下の条件が挙げられた。

- a) ドイツ出自の証明 もしくは
 1. 現在か過去にドイツに居住していた家族との関係の確認。もしくは、
 2. 住民がドイツの習慣と気質を保っているロシアのドイツ系入植地の出身であること
 の確認。
- b) ドイツ人の特性を、とりわけ言語、教会、習慣の関係を保持していること。

- c) より長期に、少なくとも国内に1年、捕虜収容所を出て個人として滞在していること。
- d) 同封のロシアの立法による帰化の刑法上、財産権上の結果に関して書かれた注意を記録で承認すること。同じく緊急のトラブルに対するドイツ帝国の保護、とりわけ戦後、ドイツ帝国の仲介によってかつてのロシアでの財産の再入手が保証されないことを承認すること。
- また、出生証明書の提出が困難であっても、申請者の人格が扶助協会の代理人によって確認されれば問題はないとされた。ドイツ系ロシア人捕虜のドイツへの帰化申請とその準備は扶助協会に委任されることとなり、行政当局に出された直接の詳細な帰化申請は扶助協会に転送された。プロイセンでは、扶助協会がふさわしいと思われる帰化申請をプロイセン内務大臣に提出し、大臣の指示で申請書が県知事に送付された。個々のケースにおいて最終的に帰化の許可を与えるかどうかの権限はプロイセン内務大臣が持った。通常の帰化と同様、他の邦国との申し合わせが行われ、帰化の証書は所轄の軍管区副司令官によって交付されることとなった。この例外的な帰化の許可はバイエルン、ザクセンにおいても承認された⁵⁰。

血統の証明に代わるものとして気質、言語、教会、習慣、出身地が挙げられている点で扶助協会に寄せられた要望書が反映されていることがみてとれる。ドイツ系ロシア人の移住に携わってきた扶助協会は、血統を証明すること、先祖をたどる方法が困難であることを良く知っていた。例外的な帰化の許可としてのドイツ人女性との結婚の条項からは、いかにドイツ当局が戦時下、不満を募らせた国内のドイツ人の要望に配慮しようと努めていたかがみてとれる。

ドイツ系ロシア人捕虜を規定し、ドイツに帰化させるためには、だれをドイツ系として認めるかが問題になった。同時にそれは、だれをドイツ系として認めないか、排除するかという問題につながった。

1915年12月の戦争捕虜、文民捕虜が帰化すること、もしくはドイツ滞在中に関するプロイセン陸軍省の通達では、帰化の前提となるのは「完全に精神的、身体的に健康であること、道徳的に信頼できること、純粋にアーリア人の血統であること」と記されていた⁵¹。さらにプロイセン陸軍省は各軍管区に、ドイツ系であることはドイツの名前、血統、言語、宗教で証明され、ユダヤ人、ギリシア正教徒、ラトヴィア人、エストニア人は除外されると通達した⁵²。1917年に入ってからこの「純粋にアーリア人の血統」という文言に関してドイツ・ユダヤ人連盟が抗議した。これに対し、プロイセン陸軍省は以下のように回答した⁵³。そこでは、このような文言での限定は、敵の様々な民族混淆に対して、注意深く境界線を引く必要に迫られて表現されたものと断られていた。また、ドイツ系ユダヤ

人、ユダヤ人入植者は問題となっているロシアのドイツ系入植地内にはいないこと、平和な時代にもユダヤ人の帰国移住希望者はいなかったことを挙げ、ユダヤ人の帰国移住者は問題としないとした。しかしながらこの弁明に根拠はなかった⁵⁴。

ドイツ系からの除外の対象として、まず、ユダヤ人があげられた。戦争勃発後、兵士として国防共同体に組み込まれることでユダヤ人の帰化は許可されたが、これに対して異議が唱えられるようになった。プロイセン内務大臣は法的条件を満たし、兵士として使える存在であるという2つの観点だけで帰化を認めると言うのは「国家の利益 (Staatsinteresse)」に合わないと言った。申請者を注意深く、監視する期間が必要だということであった⁵⁵。

扶助協会の「ドイツ系」の規定、その活動においてユダヤ人に関することはほとんど見られなかった。それは理事長であったボルヒャルトが「キリスト教に改宗したユダヤ人」であると噂されていたことにも原因があったかもしれない⁵⁶。そうはいつてもドイツ系ロシア人捕虜を探し出す過程で、扶助協会においてロシア人捕虜の中で多くの「ドイツ語を話すユダヤ人、エストニア人、ラトヴィア人」の存在が指摘されていた⁵⁷。バイエルンのレヒフェルト収容所の報告ではドイツ語を話す捕虜の中からドイツ系ロシア人を見つけ出す難しさについて語られている。南ロシアのドイツ系入植者はドイツ語を良く話し、書くことができ、逆にロシア語の書き言葉に対しては知識が豊富ではないため、ドイツ系であるという申し立ては明白であるとされた。これに対してドイツ系ロシア人の確定がより難しいのはバルト諸国出身の流暢にドイツ語を話す捕虜とポーランド・リトアニア周辺出身者で、考え方としては強くロシア化されたドイツ語を話す捕虜であるとされた。純粋にラトヴィア・エストニア出自の者、同様にポーランド人とユダヤ人はいわゆるドイツ系ロシア人としては認められないとされた⁵⁸。さらにドイツでの長期滞在、帰化を望む戦争捕虜、民間捕虜に関してプロイセン陸軍省は「ドイツ系 (別の方法で確認された) で有色人種の捕虜」は除外されることを通達した⁵⁹。

ドイツ系ロシア人捕虜の識別にまず用いられたのはドイツ語という言葉であった。しかしながら、「ドイツ語を話す非ドイツ人⁶⁰」の存在で、出自やロシア的信条といった言葉が判断材料になり、より曖昧な基準ではあるものの、境界線が浮かび上がってきたのであった。

4. おわりに — 無関心からの転換

戦争が始まると、民族的に、宗教的に排除してきた外国人が兵士となることを条件にドイツ当局は彼らや彼らの家族に帰化を許可した。帰化条項の緩和はユダヤ人ばかりで

なく、社会民主主義者にも当てはまった⁶¹。しかしながら依然として、ユダヤ人の帰化は困難であった。兵士として適格であると認められたとしても、実際に入隊するまでは、帰化申請は祖国愛からではなく、仕事のため、収入のためであるとして認められないほど厳密であった⁶²。そもそもユダヤ人の帰化を却下するのは「外国ユダヤ人が増えることは国家の求めるところ（Staatsbedürfnis）ではない」という原則があったからであった⁶³。それでは、ドイツに生まれ育ったとしても、ユダヤ教徒であることを理由に帰化申請を却下する一方、「敵国」の兵士を、その民族性を理由に帰化させる試みは、ただちに現場に理解され、受け入れられたのであろうか。

1916年4月にトルコ東部の都市スイヴァス（Sivas）からドイツ外務省職員がドイツ系ロシア人捕虜に関する問い合わせをベートマン・ホルヴェークに送った⁶⁴。そこでは48人のドイツ系ロシア人捕虜が選び出され、コンスタンティノープルに送られることになっていた。それとは別に58人のドイツ系ロシア人捕虜があり、その内15人はキリスト教徒のポーランド人とユダヤ人であるとされた。ここでスイヴァスにいるドイツ外務省職員が上層部に判断を仰いでいることには、プロイセン陸軍省の通達によれば、すべてのキリスト教徒のドイツ系ロシア人捕虜を出来るだけ早く、軍による輸送で送ること、綿密な選択は必要ではないとあるのだが、この捕虜の「ポーランド人も一緒に送るべきなのか」ということであった。プロイセン陸軍省はこの問題について以下のように考えていた⁶⁵。トルコからの捕虜の輸送はフランクフルト・オーダーの捕虜収容所を経由して実現されることになった。この収容所において捕虜はこれに関して特別に対応している扶助協会の職員によって正確なチェックリストで査定される。捕虜のドイツ性に関して疑いがある場合、捕虜収容所の扶助協会の代理人が直接、ドイツ系としての資格を取り消すか、扶助協会に決定を委ねるかを決める。取り消しとなった場合、当該の捕虜は、収容所司令官による任意での使用が認められるとし、「ドイツ系ロシア人捕虜の選別には何ら遠慮することはない」と述べた。さらにトルコで捕虜となったドイツ系ロシア人が輸送される一方で、ドイツで捕虜となったイスラム教徒がトルコに送られることとなっていた。プロイセン農林省はプロイセン内務省に送られた書類のなかで、これまで問題となったのはトルコの捕虜となったドイツ系ロシア人の引き取りだけであったが、軍がイスラム教徒のフランス人捕虜、イスラム教徒のイギリス人捕虜に対する交換条件としてトルコで捕虜となった非イスラム教徒のロシア人すべてを引き取ると言うのであれば、労働者確保の観点から喜ばしいと述べた⁶⁶。ここでも、「すべての外国民族出身者（Fremdstämmige）は、たとえドイツ語を話したとしても、他のロシア人捕虜のように扱われる」との確認がな

された。

戦時中に、トルコで捕虜となったドイツ系ロシア人をドイツに引き取り、その代わりにトルコと関係が必ずしもあるとは限らない、イスラム教徒のフランス人、イギリス人捕虜をトルコへ送るといった措置がとられる背景には「宗教」、「民族」への強いこだわりが窺われる。現場はそのこだわりを必ずしも正確に理解していたわけではなかった。捕虜の選別に関して、各省庁内での意見は必ずしも一致してはいなかった。

そもそも、扶助協会、プロイセン内務省、陸軍省によって認められてドイツ系ロシア人捕虜が優遇されていたわけだが、最初から彼らが優遇措置を受けていたわけではなかった。彼らは扶助協会に見つけ出されるまではロシア人捕虜として扱われていた。捕虜収容所では当該の監督将校がドイツ系ロシア人に対する啓蒙活動に対して、正しい理解を示していないことが報告されている。それは「一部には理解の不足、一部には無関心」からであった⁶⁷。扶助協会はすでに2000件を超える帰化申請を行ったにもかかわらず、速やかに処理されないことに不満を覚えていた。ドイツ人女性との結婚といった特別理由による帰化の規定に関しても当該の軍管区において寛大に解釈されず、ドイツ人女性とドイツ人家族の不幸となっているとし、多くの戦争による欠落を埋めることが出来なくなってしまうと述べている⁶⁸。ここから窺われるのは、いかにドイツ系ロシア人は同胞であり、ドイツ人であると扶助協会のパンフレットや省庁の通達で語られようとも、実際の捕虜収容所や帰化の審査に関わる当局にこの考え方が浸透してはいなかったという事実である。

この「理解不足」、「無関心」を関心事、政策に変えていったものは、扶助協会の活動、並びにドイツ系ロシア人の要望書であった。そこでは労働力としては留まらない、戦時に失われたドイツ人男性の代替としてドイツ系ロシア人捕虜の役割が主張され、それは農業の将来、ひいてはドイツの将来を連想させることで、要望は国家に受け入れられ、新たな規定として組み込まれていった。ドイツ人としての血統という枠組み自体が曖昧であることは、ドイツ系を認定する扶助協会がよく認識しており、その代わりに気質、習慣、言語、宗教、出身地が挙げられた。平時において帰化は、申請者が書類を集め、当局により調査と手続きが行われ処理されたわけだが、戦時においては正式な書類を伴わない特別な帰化が認められることとなった。この特別な措置を実施するにあたり、「ドイツ系」の中から、たとえば彼らがドイツ語を話しても、「純粋」なラトビア人、エストニア人、ポーランド人、ユダヤ人、「有色人種」、さらに考え方がロシア化された者が、「血統」、「人種」、「信条」の名を借りた、より恣意的な判断基準に基づいて排除されることになったのであった。つまり、ドイツ系ロシア

人を「民族共同体」に組み込む試みは、ユダヤ人をはじめとする少数派の排除を必要としていたのであった。戦争によってドイツは確かに「同じ国籍に依拠しない民族共同体という特殊な同質性からなる国防共同体」に転じたわけだが、その同質性自体が曖昧な基準に基づいていたため、排除する対象をもつことによってはじめて生じた「民族共同体」であった。

ドイツ系ロシア人の保護はドイツにとって戦争の良い口実となったわけだが、ブレスト・リトフスク条約が締結されると、需要をはるかに超える規模での「帰国移住の殺到」が予測され、彼らを占領地域内に移住させることが省庁内で討議された⁶⁹。しかしながら敗戦によってこの計画は頓挫し、今度はドイツ系ロシア人の保護がドイツの義務となり、彼らのドイツへの移住を拒否することが困難となった。ヴェルサイユ条約の領土割譲でもって外国人となったドイツ人の存在と相まって、国外の「ドイツ系」は無視できない存在となり、新生のヴァイマル共和国を揺さぶる一因となっていくのであった。

¹ Prot. RT, 13. LP(1912-1914), 14. Sitzung(27.2.1912), S. 273(von Liebert, Reichspartei).

² 18世紀以降、ロシアへと入植したドイツ系住民に関して、現在の研究においてはロシア・ドイツ人 (Russlanddeutsche) と表記されることが多いが、第一次大戦まではドイツ・ロシア人 (Deutsch-Russe) と表記されていた。ドイツという国家が成立する以前に移住したことを考慮して本稿ではこれをドイツ系ロシア人と訳した。

³ 1916年10月にはプロイセン陸軍省によって「ユダヤ人センサス」が発令された。これは、「ユダヤ人が様々な口実を設けて兵役や前線勤務を忌避しているという苦情」に対して、真実を確かめるために、軍各部署でユダヤ人の勤務状況を調査するというものであった。戦況の膠着化、ドイツ国内での食料や物資不足の中で彼らにスケープゴートを求めるという反セム主義的な主張が全ドイツ連盟をはじめとする急進的ナショナリスト団体から繰り返された。長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人 —マイノリティから見たドイツ現代史1893-1951—』広島大学出版会 2011年、155頁。

⁴ Dieter Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen. Die Nationalisierung der Staatsangehörigkeit vom Deutschen Bund bis zur Bundesrepublik Deutschland*, Göttingen 2001, S.319.

⁵ Andreas Fahrmeir, *Citizenship. The rise and fall of a modern concept*, New Haven / London 2007, S.121.

⁶ Sven Oliver Müller, *Recht und Rasse. Die Ethnisierung von Staatsangehörigkeit und Nationsvorstellungen in Großbritannien im Ersten Weltkrieg*, *Geschichte und Gesellschaft*, 30. Jg, H.3, 2004, S.379-403.

⁷ Jochen Oltmer, *Migration und Politik in der Weimarer Republik*, Göttingen 2005, S.155.

⁸ Uta Hinz, *Gefangen im Großen Krieg. Kriegsgefangenschaft in Deutschland 1914-1921*, Essen 2006, S.12-22.

⁹ Katja Mitze, *Das Kriegsgefangenenlager Ingolstadt während des Ersten Weltkriegs*, Berlin, Dissertation.de, 2000, S.7.

¹⁰ Oltmer (Hrsg.), *Kriegsgefangene im Europa des Ersten Weltkriegs*,

Paderborn 2006. Katja, a.a.O. Hinz, a.a.O. オーストリア・ハンガリーについては以下を参照。大津留厚『捕虜が働くとき 第一次世界大戦・総力戦の狭間で』人文書院 2013年

¹¹ Oxana Nagornaja, *Des Kaisers Fünfte Kolonne? Kriegsgefangene aus dem Zarenreich im Kalkül deutscher Kolonisationskonzepte (1914 bis 1922)*, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, vol. 58, No. 2, 2010, S.181-206. ウクライナ系の捕虜が収容されたラシュタットでは体操協会がつくられ、それは後に独自の制服を持った武装集団へと姿を変えていった。

¹² RT-Prot, 13LP(1914/1918, 2), 39. Sitzung (5.4.1916). S.852-853.

¹³ “Der Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer”の“Rückwanderer”は国外におけるドイツ系住民、“Auslanddeutsche”とほぼ同義で使われている。彼らの先祖がドイツから国外へと移り住んだのであって、本来の意味においては帰国移住者ではない。しかし、“Rücksiedlung”など“rück”「帰る」という意味合いが強調されているため、ここではあえて「帰国移住者」と訳した。財政面でプロイセン内務省の援助を受けており、主な会員は農場主や農業関係の団体であり、農業会議所、郡、オストマルク協会、ハンブルク・アメリカ汽船などが名を連ねた。ロシアからの帰国移住者を農業労働者、林業労働者、入植者に分類し、1914年までに23,000人以上を斡旋した。Hans Siegfried Weber, *Rücksiedlung Auslandsdeutscher nach dem Deutschen Reich*, Jena 1915, S.52-53. 拙著「『国民』を規定する—ヴィルヘルム期『ドイツ系帰国移住者のための扶助協会』の活動—」、『現代史研究』、第54号、2008年、1-17頁

¹⁴ Oltmer, *Kriegsgefangene in Deutschland 1914-1918*, in : Jochen Oltmer (Hrsg.), *Kriegsgefangene*, S.67-96. Oltmer, *Erzwungene Migration : „Fremdarbeit“ in zwei Weltkriegen*, Krumeich(Hrsg.), *Nationalsozialismus und Erster Weltkrieg*, Essen 2010, S.347-362. ロシア人に次いで、53万5千人のフランス人、18万6千人のイギリス人、14万8千人のルーマニア人、13万3千人のイタリア人が収容された。

¹⁵ 平時においては徴兵といった軍の行政任務を行う単位である軍管区だが、開戦とともにその長である軍管区副司令官は皇帝に直属して、その領域で支配力を行使することになった。帝国内には25の軍団それぞれの軍管区副司令部が置かれ、各々の軍団の兵員、軍馬の確保、軍需物資の供給、駐留部隊、補充部隊の指揮がとられた。さらにスパイに対する防衛、検閲などによる公共生活の監視が行われた。1916年以降は労働人員の配置、原材料や補充品の確保、食糧経済といった戦時経済政策と結びついて影響力を行使した。Hinz, a.a.O., S.73. Krumeich (Hrsg.), *Nationalsozialismus und Erster Weltkrieg*, Essen 2010, S.525-526.

¹⁶ Nagornaja, a.a.O., S.184.

¹⁷ Ebenda, S.186, 194.

¹⁸ Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königlich Preußischen stellvertr. Generalkommandos (XXI. für XVI), 8.3.1917, Geheimes Staatsarchiv, Preußischer Kulturbesitz I, Berlin-Dahlem, Hauptabteilung (GStA PK I. HA), Rep.1501, Tit.226b, Nr.63a, Bd.2.

¹⁹ Ingeborg Fleischhauer, *Das Dritte Reich und die Deutschen in der Sowjetunion*, Stuttgart 1983, S.25.

²⁰ アルカージー・ゲルマン、イーゴリ・プレーヴェ著、鈴木健夫、半谷史郎訳『ヴォルガ・ドイツ人 知られざるロシアの歴史』彩流社 2008年、99頁。伝統的に将校にドイツ系の者が多く、多くは都市部出身、バルト諸県出身で、これは第一次大戦中も変わることはなかった。Klaus J.Bade (Hrsg.), *Deutsche im Ausland, Fremde in Deutschland: Migration in Geschichte und Gegenwart*, München 1992, S.123.

²¹ Alfred Eisfeld, *Die Russlanddeutschen*, München 1999, 2.Auflage (1992), S.72, 73.

- ²² Eisfeld, a.a.O., S.73. Heinz Ingenhorst, *Die Rußlanddeutschen. Aussiedler zwischen Tradition und Moderne.*, Frankfurt 1997, S.33. 1917年2月にはこの法令がロシア全土に適応が拡大された。しかしながら革命による混乱で、実際に土地所有権と利用権の剥奪が行われたのは西部国境沿いに限られた。強制移住の対象となったのはドイツ系住民ばかりではなかった。1915年の夏より、カウナスとクールラントのユダヤ人も移住を命じられ、20万人のバルト・ユダヤ人がその対象となり、これはジプシーにも適用された。Peter Gatrell, *A whole empire walking. Refugees in Russia during World War I*, Bloomington 1999, S.22-26.
- ²³ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.
- ²⁴ Königl.Württ.Kriegsministerium an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, Januar 1916, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M1/6 Bü 1423. Preußisches Kriegsministerium an den Kgl. Bayerischen Militärbevollmächtigten General der Infanterie Herr von Köppeö, 15.11.1917, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1689.
- ²⁵ Oltmer, *Erzwungene Migration*, S.354.
- ²⁶ Preußisches Ministerium für Landwirtschaft, Domänen und Forsten an Preußischen Minister des Innern, 4.3.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit 226b, Nr 63a, Bd.1
- ²⁷ Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königlichen stellvertretend. Generalkommandos, 21.12.1915, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M 1/6 Bü 1423.
- ²⁸ Oltmer, *Kriegsgefangene in Deutschland*, S.85-86.
- ²⁹ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.
- ³⁰ Preußisches Kriegsministerium an den Reichskanzler, 15.1.1917, Bundesarchiv, Abteilung Berlin-Lichterfelde(BA), R1501/108055, fol.1, No.5.
- ³¹ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.
- ³² ドイツ系ロシア人捕虜はロシアの軍服を着用していた。捕虜であることを知られた者は、希望すれば他の場所で仕事をするのが可能であった。Inspektion der Kriegsgefangenenlager XII u. XIX. A.K., an Kriegsgefangenenlager Truppenübungsplatz Königsbrück, Bautzen, Chemnitz, Zwickau, 17.8.1918, Sächsisches Hauptstaatsarchiv, 11248, Nr.7072.
- ³³ Stellv. Generalkommando XIII AK an sämtliche Gefangenenlager, 30.6.1916, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M77/1 Bü 819. Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.実際にレヒフェルトの収容所では6人のドイツ系ロシア人捕虜が「ふさわしくない輩 (ungeeignete Elemente)」として資格を取り消された。
- ³⁴ Hinz, *Gefangen*, S.115-123.
- ³⁵ Kommandantur des Gefangenenlagers Ulm, Bericht über den Besuch des Propagandakurses für deutschrussische Kriegsgefangene, 13.1.1917. Leutnant der Landwehr. Ökonomierat Heinrichsen berichtet über den Unterricht beim 1. Lehrkursus in Berger Damm, 11.- 22.12.1915, BA, R1501/108055 fol.1 No.5. ベルガーダムの場合、参加者はウルムに集められてベルガーダムへ送られ、1度に100人が2週間のコースを受講した。その間、参加者の代用となる人数分の捕虜がベルガーダムからウルムへと送られた。
- ³⁶ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an das Reichsamt des Innern, 28.2.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ³⁷ Dr. Ruoss, vom I. Kursus in Insterburg (20.1.-4.2.1917) wird berichtet, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ³⁸ Bericht des Lic.A.Fast vom III. Lehrkursus in Holthausen, 21.1-4.2.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ³⁹ Ebenda.
- ⁴⁰ Eli Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany. Ethnicity, Utility and Nationalism*, Oxford/New York 2004, S.142-149. Oliver Trevisiol, *Die Einbürgerungspraxis im Deutschen Reich 1871-1945*, Göttingen 2006, S.89.1914年には5,695人、1915年には8,437人、1916年には8,403人、1917年には4,824人、1918年には3,366人がプロイセンで帰化を許可された。
- ⁴¹ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an das Reichsamt des Innern, 22.2.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5. 戦争中に3000人から4000人が帰化申請すると扶助協会は推測していた
- ⁴² Landrat Kreises Regenwalde an den Fürsorgeverein, 24.3.1914 ; Fürsorgeverein an Preußischen Minister des Innern, 3.4.1914, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.64, Bd.1.
- ⁴³ Kriegsgefangener Deutschrusse Jakob Fritz aus Chersson in Kumilsko auf Arbeit, Kreis Johannsburg an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, 25.12.1916, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁴ G. Heier z.Zt. in Falkenried Kreis Samter an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, 20.8.1916, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁵ Gustav Scheffler, Parchim an den Vorstand des Fürsorgevereins, 27.9.1916, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁶ Mitze, a.a.O., S.364-371.
- ⁴⁷ Ferdinand Fink, Raschwege, Raschkow, Posen an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, 27.1.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁸ Wolfgang Kruse, *Der Erste Weltkrieg*, WBG, Darmstadt, 2009, S.57.
- ⁴⁹ Der Preußische Minister des Innern an die Regierungspräsidenten und den Polizeipräsidenten, 21.9.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁵⁰ Königl.Bayerisches Staatsministerium des Innern an die Königl. Bayerische Regierungen, Kammer des Innern, 30.11.1917. Königl. Sächs.Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten an Reichsamt des Innern, 7.12.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁵¹ Preußisches Kriegsministerium an Königl. stellv. Generalkommandos, 6.12.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2.
- ⁵² Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königlichen stellvertretend. Generalkommandos, 21.12.1915, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M1/6 Bü 1423.
- ⁵³ Preußisches Kriegsministerium an den Verband deutscher Juden, 26.10.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2. ドイツ・ユダヤ人連盟はすでに1910年にユダヤ教徒の外国人に対してほとんど例外なく国籍取得を認めないことに対して抗議の声をあげていた。Dieter Gosewinkel,a.a.O., S.318-319.
- ⁵⁴ 1897年にはロシアでドイツ語を話す人口は180万人で、その内76%はプロテスタント、13.5%がカトリック、4%がメノナイトとバプテストで、ユダヤ教徒とその他が1.3%であった。ロシアにおけるドイツ系入植者の生活をドイツ人に知らせるために1916年に創刊された雑誌『東欧の未来』において、オデッサ出身のユダヤ人、ポリーニエン出身のユダヤ人が紹介されたことから、ドイツ系入植者のなかにユダヤ人がいないと断定することは困難であろう。Osteuropäische Zukunft, 2. Januarheft 1917, 2. Jahrgang Nr.2. Ingenhorst, a.a.O., S.28.
- ⁵⁵ Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsidenten in Düsseldorf, 28.2.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 R, Bd.2.
- ⁵⁶ Kaiserlich Deutsches Botschaft in Wien an den Reichskanzler Dr.

Michaelis, 23.7.1917, BA, R1501/118385.

⁵⁷ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, Bericht über den Besuch der Gefangenenlager bei Quedlinburg, Gardelegen, Salzwedel, Parchim und Güstrow, 4.2.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.1.

⁵⁸ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.

⁵⁹ Kriegsministerium Unterkunfts-Department an Königlich Preussischen stellvertretenden Generalkommandos (XXI für XVI. A.K.), 5.4.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.

⁶⁰ *Osteuropäische Zukunft*, 2. Januarheft 1918, S.19. ここではリトアニアにおける「ドイツ語を話す非ドイツ人」という言葉について、ロシア官僚がプロテスタントのリトアニア人をドイツ人と表記したものと説明されている。

⁶¹ Nathans, a.a.O., S.185.

⁶² Polizeipräsident in Berlin an Preußischen Minister des Innern, 11.2.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 F, Bd.1.

⁶³ Oberpräsident der Provinz Ostpreußen an Preußischen Minister des Innern, 18.2.1913, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 R, Bd.2.

⁶⁴ Auswärtiges Amt an den Reichskanzler von Bethmann Hollweg, 2.4.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9560.

⁶⁵ Preußisches Kriegsministerium an Preußisches Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, 27.5.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9560.

⁶⁶ Preußisches Ministerium für Landwirtschaft, Domänen und Forsten an Preußischen Minister des Innern, 8.6.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9560.

⁶⁷ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.

⁶⁸ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an den Geheimen Oberregierungsrat Lenz, Ministerium des Innern, 10.5.1918, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2.

⁶⁹ Reichskanzler(Reichsamt des Innern) an den Staatssekretär des Auswärtigen Amts, 20.4.1918, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2.

Resume

Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen

– Der Erste Weltkrieg und die Bedeutung der deutschen Abstammung –

Naomi Ito

Der Erste Weltkrieg wird als der erste totale Krieg angesehen. Der Krieg führte zu einer beispiellosen Massenmobilisierung. Im Inland war es wichtig geworden, welche Staatsangehörigkeit man hatte. Die Menschen wurden nach „Nation“ oder „Volk“ kategorisiert, was zu gewaltsamer Umsiedlung oder Vertreibung führte.

Die Hochschätzung der deutschen Abstammung wurde schon vor dem Ersten Weltkrieg von den radikalen Nationalisten propagiert. Das spiegelte sich in der Reform des Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetzes von 1913 wider. Einerseits wurde die Zehn-Jahres-Frist im letzten Gesetz, nach deren Ablauf ein im Ausland lebender Deutscher seine Staatsangehörigkeit verlor, aufgehoben. Andererseits wurde das Territorialprinzip nicht eingeführt. Daher war das Gesetz ausschließlich nach dem Abstammungsprinzip ausgerichtet. Trotzdem war die Erhaltung der staatsbürgerlichen Rechte an die Wehrpflicht geknüpft. Der Grundsatz „keine Volksgemeinschaft ohne Wehrgemeinschaft“ wurde durchgesetzt. Dieser Leitgedanke wurde in der zweiten Kriegshälfte geändert. Die Eingliederung der deutschen Rückwanderer aus Russland und der deutschrussischen Kriegsgefangenen sowie der Druck antisemitischer Strömungen, wie „Judenzählung“, sollte die Wehrgemeinschaft aus der spezifischen Homogenität einer Volksgemeinschaft führen, die nicht in der gemeinsamen Staatsangehörigkeit aufging.

Auf das „Volk“ Wert zu legen war nicht nur auf Deutschland beschränkt. In Frankreich und England wurde die Staatsangehörigkeit der „untreuen“ Bürger zurückgenommen. Auch wenn sie russischen Untertanen waren, verloren deutsche Kolonisten in Russland ihren Grundbesitz. In Deutschland wurde die Rückwanderung der Deutsch-Russen schon vor dem Ersten Weltkrieg gefördert. Während des Krieges wurde noch dazu die erleichterte Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen anordnet. Die gegnerischen Soldaten waren plötzlich zu „unserer“ Nation geworden, obwohl sie bis dahin nie in Deutschland gelebt hatten.

So stellt sich die Frage, ob diese deutschrussischen Kriegsgefangenen tatsächlich als „Deutsche“ anerkannt wurden.

In den letzten Jahren entwickelte sich ein starkes Interesse für die Kriegsgefangenschaft im Ersten Weltkrieg. Vor allem zeigte die Forschung über die privilegierte Behandlung für einzelne Volksgruppen, dass in Deutschland die russischen Kriegsgefangenen noch in die Gruppen Russen, Ukrainer, Tataren, Juden, Polen, Deutschrussen, Balten und Georgier unterteilt wurden. Einige von diesen Gruppen wurden nach dem Konzept der späteren Kolonisation in Osteuropa privilegiert. Deutschrussen gehörten dabei der wichtigsten Gruppe an. Zu Beginn war jedoch noch nicht klar, wer als deutschrussischer Kriegsgefangener anerkannt werden sollte. Die privilegierte Behandlung der Deutschrussen wurde in den bisherigen Forschungen jedoch als selbstverständlich betrachtet.

Hier nutze ich die Quellen aus den Kriegsministerien von Preußen, Bayern, Sachsen und Württemberg und den Stellvertretenden Generalkommandos. Für die landwirtschaftliche Beschäftigung der Kriegsgefangenen sind die Quellen des preußischen Innenministeriums von großer Bedeutung. Besonders betrachte ich die Aktivität des Fürsorgevereins für deutsche Rückwanderer, der vom preußischen Kriegsministerium ermächtigt wurde, deutschrussische Kriegsgefangene aufzufinden. In diesem Artikel wurde zudem ein Teil der „Volksgemeinschaft“ im Verhältnis zwischen den deutschrussischen Kriegsgefangenen und den Deutschen im Land analysiert.

Vor dem Besuch des Fürsorgevereins beim Kriegsgefangenenlager hatte man kein Interesse an den deutschrussischen Kriegsgefangenen, die nach der Eintragung als Deutschrussen Sonderrechte hatten. Für deutschrussische Kriegsgefangene wurde ein Propagandakurs angeboten, der die Einbürgerung beförderte. Wegen der russischen Gesetze und des Mangels der Akten, war ihre Einbürgerung eigentlich unmöglich. Aber die Situation wurde aufgrund der Gesuche der deutschrussischen

Kriegsgefangenen und auch der Deutschen verändert. Bei der Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen kam es auch in Frage, wer deutschrussische Kriegsgefangene war. Gleichzeitig wurde es gefragt, wer Nicht-Deutsche waren. Bei der Suche nach den deutschrussischen Kriegsgefangenen hatte man erkannt, dass die Abstammung als Maßstab nicht sehr effektiv war. Stattdessen waren Sprache, Religion, Geburtsort und Sitten von Bedeutung. Für diese Sondermaßnahmen waren während des Krieges offizielle Verfahren unnötig. Die Deutschsprechenden Juden, Polen, „reine“ Esten und Letten wurden von dem deutschrussischen Kriegsgefangenen ausgeschlossen. Weiterhin wurden die deutschstämmigen, aber farbigen Gefangenen und in der Gesinnung stark russifizierten Gefangenen nicht als Deutsche anerkannt. Die Eingliederung der deutschrussischen Kriegsgefangenen zur deutschen Volksgemeinschaft brauchte von Anfang an ein willkürliches Ausschließen „nationaler“ Gruppen.

執筆者紹介／Contributors

森井裕一 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 准教授

Yuichi Morii, Associate Professor, Department of Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

斎藤拓也 立教大学全学共通カリキュラム 兼任講師

Takuya Saito, Part-time Lecturer, Center for General Curriculum Development, Rikkyo University

伊東直美 日本ヒューマンセレモニー専門学校 兼任講師

Naomi Ito, Part-time Lecturer, Nihon Human Ceremony College

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター

『ヨーロッパ研究 (European Studies)』論文・研究ノート募集

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センターの研究紀要『ヨーロッパ研究 (European Studies)』(電子ジャーナル)の2014年12月刊行予定号に掲載する電子ジャーナル論文および研究ノートを以下の要領で募集します。

『ヨーロッパ研究 (電子ジャーナル)』募集要領

1. 執筆資格

- 1) 東京大学大学院に籍を置く学生ならびに教員。
- 2) その他、ドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会が適当と認めた者。

2. 投稿論文・研究ノートの提出

- 1) 投稿希望者は2014年7月10日(木)15時までに journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp 宛にデータを送付すること。その際に、必ず添付した送付ファイルの形式を明記すること。また、同日までにA4用紙に印字した本体、表紙、要旨を各三部、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで郵送提出すること。(同日消印有効)
- 2) 7月11日(金)夕方までに受領確認のメールが届かない場合には、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで問い合わせること。
- 3) 匿名査読のため、論文・研究ノートの表紙は本体とは別にし、論文題目(日本語と英語の題目は必須、ドイツ語、フランス語で本文もしくは要旨が書かれている場合には該当言語でも明記すること)、氏名、所属、指導教員名、住所、電話番号、メール・アドレス、欧文(日本文)校閲者、文字数(脚注、文末脚注、図表およびスペースを含める)を明記すること。論文本体には、以上のうち論文題目のみを記載すること。
- 4) 論文(研究ノート)には必ず要旨を付ける。要旨は論文(研究ノート)本体が日本語の場合には英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語で、論文(研究ノート)が上記のヨーロッパ言語の場合には日本語で書くものとする。要旨にも該当言語での題目をつけること。
- 5) 欧文で執筆する論文(研究ノート)並びに要旨は必ず然るべきネイティブ・スピーカーの校閲を経ること。欧文校閲者の名前と身分を必ず表紙に明記すること。なお、日本語が母語でないものが日本語の論文(研究ノート)並びに要旨を執筆するさいも、表紙に日本語校閲者を明記すること。

3. 論文の条件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 論文の長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合、20,000字以上28,000字以内、欧文の場合、6,000ワード以上8,000ワード以内とする。特に、上限字数については厳守すること。上限字数を越える原稿は審査の対象外となることがある。また、匿名査読のため、論文本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 論文要旨の長さは、邦文については1,600字、欧文については800ワード以内とする。

4. 研究ノートの特件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 研究ノートの長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合16,000字以内、欧文の場合には4,500ワード以内とする。字数を厳守すること。また、匿名査読のため、研究ノート本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 研究ノートの要旨の長さは、邦文については800字、欧文については400ワード以内とする。

5. 論文・研究ノートの審査

- 1) 論文等の採否はドイツ・ヨーロッパ研究センターが決定し、審査結果は9月下旬までに連絡する予定である。
- 2) 審査の結果、書き直しを求める場合がある。
- 3) ドイツ語、英語で執筆された論文、ドイツ研究、ドイツに関連したヨーロッパ研究、ヨーロッパ全体にかかわる研究にかんする論文が、掲載にあたって優先される。
- 4) 論文等が採用された場合、10月から12月にかけて校正を行う必要があるため、留意すること。掲載が認められても校正時に連絡が取れない場合、不掲載となることもある。

6. 問い合わせ先および原稿送付先

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構

ドイツ・ヨーロッパ研究センター

153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1 9号館3階313号室

TEL/FAX 03-5454-6112

E-Mail: journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp

ヨーロッパ研究 第13号

European Studies Vol.13

ドイツ・ヨーロッパ研究センター 編集委員 穂山洋子 橋本泰奈

2014年1月15日 発行

発行 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター
東京都目黒区駒場3-8-1

製作 株式会社 白峰社
東京都豊島区東池袋5-49-6

ヨーロッパ研究 13

DESK

Zentrum für Deutschland- und Europastudien, Universität Tokyo, Komaba
Center for German and European Studies
Institute for Advanced Global Studies
Graduate School of Arts and Sciences
The University of Tokyo